
翻 訳

カール 5 世刑事裁判令 (1532 年) 試 訳 (3・完)

訳：上 口 裕

- 1 はじめに
- 2 カロリーナのテキスト
- 3 文 献
- 4 カール 5 世刑事裁判令試訳 [第 1 条-第 77 条] (以上 37 卷 1・2 号)
同 上 [第 78 条-第 156 条] (以上 37 卷 3・4 号)
同 上 [第 157 条-第 219 条]
- 5 条文索引 (以上本号・完)

以下窃盗に関する数箇条が続く

はじめに、最も軽微なる非公然窃盗

第 157 条 同じく、ある者が、5 グルデン未満の初回の窃盗を犯し、盗品を所持した窃盗犯が、盗品とともに安全な場所に逃避する前に¹⁾、叫喚を受け²⁾又は捕縛されることなく (nit beschrien, berüchtigt oder betreten)、かつ、窃盗を行うための〔家宅〕侵入又は〔門扉等の〕破壊を行わず、盗品の価額が 5 グルデン未満であるときは³⁾、非公然の少額窃盗 (heymlicher vnd geringer diebstall)⁴⁾である。かかる窃盗が後に⁵⁾判明し、盗品を所持するか否かにかかわらず、窃盗犯が捕縛されるときは、裁判官は、窃盗犯において〔支払いが〕そもそも⁶⁾可能ならば、被害者に対し 2 倍額を支払わせなければならない。窃盗犯がかかる罰金 (geltbuß) を支払うことができないときは、若干の期間獄舎 (kercker) 拘禁をもって処罰されなければならない。窃盗犯が、〔盗品の価額よりも〕多額を有せず又は調達することができないときは、少なくとも盗品を被害者に返却するか、又は〔盗品と〕同額を支払わなければ

ならない。そして、被害者は、官憲に対する〔窃盗犯による〕罰金の支払いに優先して、窃盗犯による〔被害額と〕同額（これを超える部分を除く）の支払いを受けてのものとする。窃盗犯は、釈放に際し、拘禁中の糧食費を負担し、（属吏があるときは）属吏の〔拘禁に関わる〕労務に関し慣習に従い手数料を支払い、加えて、公共の平和の維持のため、最善の形式において⁷⁾永久的な不復讐宣誓を行わなければならない。

初回の公然窃盗について。叫喚を受けた窃盗は重罪である

第158条 同じく、上に定める5グルデン未満の初回の窃盗の犯人が、安全な場所に逃避する前に捕縛され、又は叫喚若しくは追跡を受け、かつ、窃盗を行うための〔門扉等の〕破壊又は〔家宅〕侵入を行わなかったときは、公然窃盗（offner diebstall⁸⁾）である。窃盗に伴う上のような騒動〔＝叫喚、追跡〕又は犯行の風評は加重事由となり⁹⁾、〔身分卑しき〕窃盗犯は晒され、管刑及び追放刑を科され、特に、窃盗犯においてそれが可能ならば、被害者に盗品又は相当額が返還され、かつ、加えて、窃盗犯は、最善の形式において永久的な不復讐宣誓を行わなければならない。ただし、窃盗犯が良き門地の出¹⁰⁾であり、かつ、罰金¹¹⁾の支払いを期待しうるときは、裁判官は、（官憲の許可及び同意を得て）窃盗犯が盗品の4倍額を被害者に支払う民事罰をもって処罰することができる¹²⁾。その他に関するところは¹³⁾全て（sunst allenthalben）、前条において非公然窃盗について定めるところによらなければならない。

侵入又は破壊を伴う危険な窃盗。これは一層の重罪である

第159条 同じく、窃盗犯が、昼夜を問わず、何びとかに対し上のような¹⁴⁾窃盗（stele）を行うに際し、その住居若しくは納屋〔の門扉等〕を破壊し若しくはこれに侵入し、又は、抵抗する者を害する目的で武器を所持し窃盗を行うため侵入したときは、かかる窃盗が初回であるか数回目であるか（erst oder mer diebstall）、大窃盗であるか小窃盗であるか、窃盗中又は窃盗後に叫喚を受け又は捕縛されたか否かを問わず、上に定めるように破壊又は侵入を伴う窃盗は¹⁵⁾、予謀に基づく危険な（geflißn geuerlich）窃盗である。武器を所持する窃盗は、暴力と侵害のおそれを伴う。ゆえに、かかる事件においては、男は絞首刑、女は溺死刑をもって、又は、犯人の人物及び裁判官の裁量に従い、眼球摘出、断手その他類似の重い身体刑をもって処罰されなければならない。

5 グルデン又はそれを超える初回の窃盗であって、その他加重事由がない場合は鑑定を求めなければならない

第160条 同じく、初回の窃盗が大窃盗であり、〔被害額が〕5グルデン又はそれを超えるときは、上〔=159条〕に定めるような窃盗を加重する事情がない場合においても、窃盗の大きさを考慮し、小窃盗の場合に比しより重く処罰されなければならない。かかる事件においては、盗品の価額、また、窃盗犯が叫喚を受けたか又は捕縛されたか否かが考慮されなければならない。さらに、窃盗を行った者の人物及び行状（wesen）、並びに、窃盗が被害者に与えた損害の程度を考量し、それに基づき死刑又は身体刑を判決しなければならない。しかし、かかる考量は法有識者の分別（vernunft）に従うべきものである。ゆえに朕は、しばしば生ずるこのような場合においては、裁判官及び判決人が、上のような諸事情を提示の上、法有識者及び以下に定めるところに鑑定を求め、その作成に係る鑑定に従い判決を下すことを欲する。ただし、窃盗犯がかかる窃盗のため侵入若しくは破壊を行ったとき、又は、上のように武器を所持し窃盗を行ったときは、上〔=159条〕に定めるように死刑をもって処罰されなければならない。

2回目の窃盗について¹⁶⁾

第161条 同じく、何びとかが2回目の窃盗として、上〔=157条〕に定めるように侵入又は破壊を行うことなく窃盗を犯し、上〔=43条、54条、67条〕に明確に定める真実に関する周到なる取調べに基づき、かかる2回の窃盗が判明するときは、これら2回の窃盗の被害額が〔いずれも〕5グルデン未満であるときにおいても¹⁷⁾、第1の窃盗が第2の窃盗の加重事由となり（beschweren）、したがって、当該窃盗犯は晒され、かつ、裁判官の裁量に従い、領邦から追放されるか又は罪を犯した地域に永久に滞留する義務を課され（verstrickt）、さらに、最善の形式に従い永久的な不復讐宣誓を行わなければならない。2回目の窃盗の場合においては、上〔=157条〕に初回の窃盗について定めるように叫喚を受けず又は捕縛されなかったといえども、窃盗犯に有利な事情とはならない。ただし、2回の窃盗〔の被害額〕が5グルデン又はそれを超えるときは、全ての事情の取調べ及び法有識者への鑑定依頼に関し、前条に定めるところが遵守されなければならない。

3回目の窃盗について

第162条 同じく、3回目の窃盗を行った何びとかが捕縛され、上〔=43条、54

条, 67条] に真実に関する取調べにつき定めるように, 十分なる根拠に基づき, 3回の窃盗が判明するときは, これは風評のある数回の窃盗犯¹⁸⁾であり, 暴力を用いた〔危険な〕窃盗犯と同視され, 男は絞首刑, 女は溺死刑をもって, その他, 各領邦の慣習に従い死刑をもって処罰されなければならない。

窃盗について複数の加重事由が判明するとき

第163条 同じく, 窃盗について, 上の数箇条にそれぞれ定める加重事由 (beschwerung) が複数判明するときは, 刑罰は最も重い加重事由に従い言い渡されなければならない。

若年窃盗犯について

第164条 同じく, 男又は女の窃盗犯が年齢14歳未満である¹⁹⁾ときは, 特段の事由のない限り死刑をもって処罰されることなく, 永久不復讐宣誓とともに, 上に定める身体刑をもって処罰されなければならない。ただし, 窃盗犯が14歳に近い年齢であり, かつ, 窃盗が大窃盗であるか, 又は, 上に定める加重事由が危険なものであることが判明し²⁰⁾, これにより悪性 (boßheyt)²¹⁾が年齢〔の低さ〕を補うときは, 裁判官及び判決人は, (以下に定めるように,) かかる若年窃盗犯に対し財産刑, 身体刑又は死刑のいずれを科すべきかについて鑑定を求めなければならない。

ある者が自己が第1位相続人となっている財物から窃取するとき

第165条 同じく, ある者が, 軽率又は無分別から, その第1位相続人ともなっている財物から窃取するとき, 又は同じことが夫婦間において行われ一方が他方を弾劾するときは, 裁判官及び判決人は, 全ての諸事情を提示の上, 法有識者及び本令の末尾に定めるところに鑑定を求め, かかる場合において何が普通法であるかを知り, これに従わなければならない。ただし, かかる事件においては, 官憲又は裁判官は職権により弾劾し (klagen) 処罰してはならない。

真の飢餓による困窮状態における窃盗

第166条 同じく, 何びとかが, 自己, 妻又は子の真の飢餓に迫られ食料を盗むに至り, 当該窃盗が大窃盗でありかつ公然窃盗であるときは, 裁判官及び判決人はこの場合も (上に定めるように) 鑑定を求めなければならない。かかる窃盗犯の中

のある者が処罰されることなく放免された場合においても²²⁾、弾劾人は、窃盗犯に対し、窃盗に対し提起した弾劾について何らの責めをも負わないものとする。

田園の穀物及び果実について。いかにしていかなる場合に穀物及び果実に対する窃盗となるか

第167条 同じく、夜間、いかなる名称で呼ばれるかにかかわらず、〔およそ〕穀物又は果実を何びとかの田園から密にかつ故意をもって（geuerlicher weiß）盗み、これを持ち去る者があるときは²³⁾、これもまた窃盗であり、他の窃盗と同様、上〔＝157条以下〕に定めるところに従い処罰されなければならない。同じく、昼間、ある者が、何びとかの上にいる果実を密かに盗み持ち去ることにより、〔所有者に〕重大顕著かつ悪質な損害を与えるときは²⁴⁾、上に定めるように窃盗として処罰されなければならない。何びとかが、昼間、可食果実を盗み、ただし、これを持ち去ることにより重大悪質な損害を与えないときは、人物及び事件の状況に応じ、侵害が行われた当該地方において慣習又は法律により行われてきたところに従い、民事罰をもって処罰されなければならない。

森林窃盗又は禁止された伐採について

第168条 同じく、何びとかが、伐採された他人の樹木を密かに盗むときは²⁵⁾、窃盗として、事件の態様に応じ処罰されなければならない。他人の森（holtz）の中において密かに違法に伐採する者は、各領邦又は地方の慣習に従い処罰されなければならない。ただし、ある者が、夜間又は祭日のごとき異例又は〔伐採が〕禁止された日時に、他人の樹木を悪意及び窃盗の目的をもって伐採するときは、鑑定に従いより重く処罰されなければならない。

魚を盗む者に対する刑罰

第169条 同じく、池又は養魚槽から魚を盗む者は、窃盗として処罰されなければならない。ある者が、他人に属する、囲いのない流水から魚を捕るときは、法有識者の鑑定に従い、魚、人物並びに事件の状況及び態様に応じ、身体刑又は財産刑をもって処罰されなければならない。

委託された財物について信義に反する扱いを行う者に対する刑罰

第170条 同じく、誠実に扱いかつ保管すべく託された他人の財物を、故意

(williger vnnnd geuerlicher weiß) をもって委託者の損害となるように扱う者がいるときは、かかる犯行は窃盗として処罰されなければならない。

聖別された場所又は聖別されていない場所における聖なる物又は聖別された物の窃盗

第171条 同じく、聖別された物の窃盗又は聖別された場所における窃盗は²⁶⁾、他の窃盗よりも重大であり、3種の形態がある。第1に、ある者が、聖なる物又は聖別された物を聖別された場所において盗むとき、第2に、ある者が、聖別された物を聖別されていない場所において盗むとき、第3に、ある者が、聖別されていない物を聖別された場所において盗むときである。

上に定める窃盗に対する刑罰について

第172条 同じく、ある者が、祭壇の聖秘蹟 [=聖餐式用パン]²⁷⁾を納めた聖体顕示台を盗むときは、焚刑をもって処罰されなければならない。さらに (sunst), ある者が、その中に聖遺物があるか否かを問わず金若しくは銀の聖別された器、又は、聖餐式用杯若しくは皿を盗むときは、その場所が聖別された場所であるか聖別されていない場所であるかを問わず、これらの全ての窃盗を理由に²⁸⁾、又は、ある者が盗みのために、聖別された教会、礼拝堂、聖具室に侵入し若しくは危険な道具により開錠するときは、これらの窃盗犯は、法有識者の鑑定に従い、事件の態様に応じ死刑をもって処罰されなければならない。

第173条 同じく、ある者が、聖なる喜捨を入れる櫃を破壊、開錠するとき、又は、偽計を用いてその中から盗み、若しくは何らかの道具を用いて盗みを試みるときは²⁹⁾、法有識者の鑑定に従い、身体刑又は死刑をもって処罰されなければならない。

第174条 同じく、何びとかが、昼間、上に定める重要な物に当たらない、蠟燭、燭台、祭壇用布のような安価な聖別された物を教会から盗み、ただし、窃盗犯が盗みのための侵入、破壊若しくは危険な道具による開錠を行っていないとき、又は、何びとかが、教会に保管されている世俗的な物を盗み、ただし、窃盗犯が教会若しくは聖具室を破壊若しくは危険な道具による開錠を行っていないときは、本条において定めるこれら全ての窃盗を理由とする、窃盗犯に対する刑罰は、[事件の] 全ての事情及び異同を考慮して定められ、かつ、上に世俗的窃盗について明確に定めるところが遵守されなければならない。ただし、かかる教会略奪及び窃盗に

においては、世俗的窃盗の場合よりも大きな慈悲が与えられてはならない。

第175条 同じく、聖別された物の窃盗及び聖別された場所における窃盗においても、飢餓による困窮、犯人の若年及び無知のいずれかが適法に証明されるときは、それを考慮し、かつ、世俗的窃盗について定めるところに従い〔手続が〕行われなければならない³⁰⁾。

証明された理由に基づき、危害及び犯罪を行うことが危惧される者に対する刑罰及び処分

第176条 同じく、ある者が、死刑を科されなかった事件〔を犯すこと〕により、恣にかつ故意をもって³¹⁾不復讐宣誓に違背した場合³²⁾、同じく、ある者が、既に宥恕され又は判決を経た以前の犯行があることに加えて³³⁾、口頭又は書面により他人に同種の害悪を加える旨脅迫したが、特段の加重事由がなく、かつ、（以下の「同じく、何びとかが、犯行の完遂に資する云々」をもって始まる178条において未遂犯について定めるように）死刑を科するような犯行がなされなかった場合において、上に挙げる理由〔＝不復讐宣誓の違背、脅迫の行為〕又はその他の十分なる理由に照らし、ある者が、人々に対し暴力的行為による侵害及び害悪を加えることなくかつ法と衡平を尊重するであろうと信頼するに足りない³⁴⁾ことが適法かつ十分に認定され、かつ、当該人物が、将来における違法な侵害及び害悪を防止するために必要な担保、保証を提供することができないときは、かかる信用に値しない悪性の（boßhaftig）人物は、当該裁判所により言い渡されるべき将来の違法行為を防止するために十分なる担保、保証を提供するまでの間拘禁（gefengknuß）されるべきことを、参審人により言い渡されなければならない。ただし、かかる刑罰（straff）は、軽率に又は（上のような）将来の加害行為を行う顕著な危険性³⁵⁾がない場合に行われてはならず、また、法有識者の鑑定に従い行われなければならない。かかる被拘禁者は、その者が弾劾され有罪を証明された裁判区（gericht）において拘禁されなければならない。被拘禁者が、拘禁中の費用を自弁することができないときは、被拘禁者の拘禁に関し獄吏に与えられるべき看守費用（wartgelt）は、裁判官の裁量に従い、弾劾人により支払われなければならない。弾劾人は、このために相当の担保を提供しなければならない。弾劾人がかかる費用を負担することができないときは、官憲がかかる費用を負担しなければならない。当該被拘禁者が、当該又は他の裁判区に、その糧食費及び拘禁費用の全部又は一部を賄うに足りる財産を有するときは、官憲による妨害を受けることなく、当該拘禁のために用いられなければ

ばならない。

犯人に対する支援、幫助、援助に対する刑罰

第177条 同じく、何びとかが、知情の上かつ故意をもって、犯人が犯罪の実行に及ぶことに対し、それがいかなる名称をもって呼ばれるかにかかわらず、何らかの幫助、援助又は支援 (hilff, beistand oder fürderung) を行うときは、上に定めるように³⁶⁾、事件に応じ刑事罰をもって処罰されなければならない。かかる事件においては、判決人は、上に定めるように、犯行に関する諸事情を提示の上、いかなる身体刑又は死刑をもって処罰されるべきかについて、鑑定を求めなければならない。

未遂の犯行に対する刑罰

第178条 同じく、何びとかが、犯行の完遂に資する外部的に明白な行為 (scheinlicher werck) により犯行に着手した場合において、[自己の意思以外の] 他の原因により、その意思に反し当該犯行が妨げられるときは、上 [=119条, 173条] に定めるように、行為の原因となるかかる悪しき意思は、事件の状況及び態様を考慮の上、事件に応じ軽重を定め³⁷⁾、刑事罰をもって処罰されなければならない。判決人は、かかる場合の刑罰に関し、いかなる身体刑又は死刑が相応しいか、以下に定めるように鑑定を求めなければならない。

若年その他の理由から分別を欠く犯人について

第179条 同じく、若年又はその他の精神的欠陥のために明らかに分別 (sinn) を欠く³⁸⁾何びとにより犯罪が行われたときは、事件はその全事情 [の記録] とともに、本令の末尾に定めるところに送付され (gelangen), その法有識者又はその他の法有識者の鑑定に従い³⁹⁾、手続が行われ又は処罰されなければならない。

獄舎の看守が被拘禁者の逃亡を幫助するとき

第180条 同じく、獄舎 (peinliche gefengnuß) の看守が、刑事罰に処せられた者の逃走を幫助するときは、逃走させた犯人に代わり、犯人に対する刑罰と同一の刑罰をもって処罰されなければならない。看守の懈怠 (vnfleiß) により被拘禁者が逃亡したときは、かかる懈怠は、事件の態様に応じ、以下に定めるところに求められた鑑定に従い⁴⁰⁾処罰されなければならない。

裁判所書記はどのように刑事訴訟記録を完全かつ整然と記録すべきかに関する一般的説示。次条及びそれ以下の数箇条に続く

第181条 同じく、全ての裁判所書記は〔宣誓に基づく〕義務として⁴¹⁾、刑事事件において刑事弾劾及び答弁に関して行われる全ての審理（handlung）を、正確、判明（vnterschiedlich）かつ整然と録取しなければならない。特に、弾劾人による弾劾〔の内容〕は、被告人に対する保証〔12条参照〕がなされる前に、又は、弾劾人が保証を行わず被告人とともに獄舎に拘禁されるときは、被告人に対する拷問⁴²⁾が行われる前に、常に予め録取されなければならない⁴³⁾。これら全ての録取は、少なくとも裁判官又はその代理人及び2名の参審人の面前においてなされ、かつ、かかる録取は、当該裁判所の裁判所書記により整然かつ分明に行われなければならない。そして、弾劾人が弾劾に関し朕の本令に従い適法に（zum rechten）⁴⁴⁾保証を行ったか否か及びその内容、又は、弾劾人が保証をなしえなかった場合において訴訟追行のため獄舎に拘禁されたか否か及びその状況が、記録されなければならない。

第182条 同じく、さらに、被告人がまず始めに、拷問を受けることなく弾劾〔事実〕につき尋問されたときは、弾劾〔事実〕に対する被告人の答弁は、弾劾〔事実〕の後に記録されなければならない。また、以上又は以下に定める各審理が行われた年月日、時間、各審理に立ち会った者〔の氏名〕が、裁判所書記により常に記録されなければならない。さらに、書記は、各審理を〔実際に〕聴取しかつ記録した旨、洗礼名及び姓をもって署名しなければならない。

第183条 被告人が答弁において弾劾〔事実〕を否認し、弾劾人が（適法な徴憑について上に定めるように）弾劾に係る犯行に関する適法な徴憑を提出すべき場合において、弾劾人が裁判所又は指名された参審人の面前において提出する徴憑又は疑惑⁴⁵⁾、及び、提出に係る徴憑により本令〔=23条、30条〕に従い証明される事実は、上に定めるところに従い、全て正確に記録されなければならない⁴⁶⁾。

第184条 朕及び神聖帝国の本令に従い犯行に関する徴憑及び嫌疑が証明、認定され、引き続き、被拘禁者が、朕の本令に従い、拷問によらず拷問の威嚇（bedrängung der marter）をもって厳しく尋問され、無罪の証明を促されるべき場合において、尋問され促され、最終的に答弁された内容、これに基づき朕及び帝国の本令〔=54条〕に従い取り調べられた事実もまた全て、上に定めるように記録されなければならない。

第185条 拷問が行われるときは、被告人が拷問に対して行った自白、自白に係

る犯行に関し被告人が供述した（本令において定めるような）真実の解明に資する有益なる具体的諸事情（vnterschiedt），さらに，これに基づき，朕の本令〔=53条，54条〕に従い真実の解明のために行われた審理及び認定された事実，これら全てを漏らすことなく，裁判所書記は分別の上（innsonderheydt），順序に従い，整然かつ判明に記録しなければならない。

第186条 被告人が弾劾〔事実〕を執拗に否認し，かつ，弾劾人が犯行の主要事実を本令に従い証明しようとするときは，これに関し当該裁判所においてしかるべく審理〔=証人尋問等〕を行いうる範囲において⁴⁷⁾，裁判所書記はこれを，上に定めるように入念に記録しなければならない。上にいう官憲が受任裁判官を任命するときは⁴⁸⁾，受任裁判官は，その面前において行われる審理の全てをしかるべく記録させなければならない。

第187条 犯行を自白する被告人が，犯行を免責しうる事由を主張する（anzeigen）ときは〔74条，151条参照〕，当該主張及びそれに関連する文書，証言，証明，取調べ及び認定（urkundt, kundtschafft, weisung, erfahrung vnd erfindung）は，これに関し当該刑事裁判所においてしかるべく審理を行いうる範囲において⁴⁹⁾，またその他全て，上に定めるように記録されなければならない。

第188条 弾劾（die klag）が職権によりなされ，特定の弾劾人によらないときは，裁判官の許に〔国庫官等の弾劾官により〕弾劾がなされるに至った事情，弾劾に対する被告人の答弁，さらに朕の本法令に基づいて行われるその他の審理に関する事項全てが，弾劾人がある〔=弾劾訴訟の〕場合について上に定めるところに従い，記録されなければならない。

第189条 上にいう全ての審理は，職権によるか，弾劾人〔の申立て〕によるかを問わず，刑事裁判所の各裁判所書記により，上に定めるように，入念かつ判明に，順序に従い項目ごとに記録⁵⁰⁾されなければならない。また，審理が行われるときは，常に審理ごとに，年月日，時間，審理に立ち会った者が記録されなければならない。さらに，裁判所書記は，上に定めたところに従い，〔審理の〕全てを聴取し記録した旨，署名しなければならない。これは，適式かつ精密な記録に基づき信頼に足る確実な判決がなされ，また，その必要が生ずる場合において，この記録に基づき必要に応じ法有識者の鑑定を求めためである。これらを行うについて，各裁判所書記は，上に定めたところに従い，義務としてあらゆる注意を尽くし，また，審理の内容を守秘しなければならない。裁判所書記は，これら全てについて，その義務として拘束される。訴訟記録（Gerichtsbuch oder Libel）は常に，裁判期日

終了後、封印され保管されなければならない。

裁判所書記は死刑の最終判決をどのように作成すべきかに関する指示及び 教示

第190条 同じく、朕及び帝国の本令に従い、犯行の事実が認定され又は有罪であることが証明され（überwinden）、これに基づき、上〔=81条〕に定めるように朕の本令に従いしかるべく死刑の最終判決が決定される時は⁵¹⁾、裁判所書記は、判決を〔訴訟記録に〕記録し、「同じく、上に定める参審人及び判決人による決定に基づき云々」をもって始まる94条において最終判決の宣告につき定めるように、最終裁判期日において裁判官の命令により公然と朗読するため、おおむね以下のような方式に従い（vngeuerlich nachuolgender meynung）⁵²⁾書面を作成しなければならない。

第191条 同じく、裁判所書記は、判決の作成及び記録に際し、次条において文字Bとある箇所に犯人の氏名を挙げ、文字Cの箇所には犯行の内容を簡潔に示さなければならない。

死刑又は永久拘禁刑の判決の前書き

第192条 「全てカール5世皇帝及び神聖帝国裁判令に従い行われた弾劾、答弁、裁判所に対する全ての申立て（fürbringen）、並びに、真実に関する必要なる取調べ及び認定に基づき、本裁判所の判決人及び参審人により、現に本裁判所の法廷にあるBはCによる犯行につき、等々と適法に判決される」。

各判決の以下のような結びに注意せよ

焚刑につき

§ 「火をもって生から死へと罰せられるべし」。

斬首刑につき

§ 「剣をもって生から死へと罰せられるべし」。

引裂刑（viertheilung）につき

§ 「身体を四裂きとし、生から死へと罰せられるべし。引き裂かれた四肢は4本

の公道に吊され釘付けされるべし」。

車輪刑につき

§ 「車輪をもって四肢を突き砕くことにより生から死へと罰せられるべし。さらに、公然と車輪の上に放置され、衆目に晒されるべし」。

絞首刑につき

§ 「絞首台の上で綱又は鎖をもって生から死へと罰せられるべし」。

溺死刑につき

§ 「水をもって生から死へと罰せられるべし」。

生理め刑につき

§ 「生きながら埋められかつ杭刺しされるべし」。

曳摺りについて

第 193 条 同じく、ある者が、上に定める最終判決により死刑を言い渡され、犯人が刑場まで曳き摺られる (schleyffen) べきことが決定されるときは、上のような判決に、以下のような、すなわち、「加えて心なき獣により刑場に曳き摺られるべし」、という数語が付加されなければならない⁵³⁾。

焼けた鉗子による引裂き

第 194 条 同じく、有罪判決を受けた者が死刑に先立ち焼けた鉗子により〔身体を〕引き裂かれるべきことが決定されるときは、判決にはさらに、以下のような、すなわち、「加えて最終的死刑に先立ち、荷車により引き回され衆目に晒され、かつ、身体を焼けた鉗子により N 回引き裂かれるべし」⁵⁴⁾、という数語が含まれなければならない。

危険な者に対する拘禁判決の作成

第 195 条 「将来において犯罪により〔他者に〕危害を加えるおそれに関わる十分なる徴憑に関し、適正に行われたる取調べ及び認定に基づき⁵⁵⁾、現に法廷にある B は、領邦及び人民の安寧を保持すべく、十分かつしかるべき保証及び担保を提

供するまで拘禁されるべきことを、法に基づき判決する」。

上のような死刑又は拘禁に至らない身体刑について

第196条 同じく、ある者が、（朕の本令に従い行われたる）疑いのない最終的な有罪証明（überwindung）により、生命を害しない身体刑をもって刑事罰に処せられるべき場合においては、裁判官は、その〔上級〕官憲及び法有識者による事情を知悉した上で鑑定又は命令を得た上で^{56) 57)}、かつ、判決人又は参審人の中から裁判官が適任と判断し〔選任した〕、それゆえ裁判官〔の指示〕に従うべき⁵⁸⁾少なくとも4名の判決人又は参審人の立会いの下でなければ、かかる判決を決定してはならない。裁判官は、裁判官としての職権に基づき、判決を裁判所において宣告し、かつ、裁判所書記をして公開の場所において朗読させなければならない。かかる〔身体刑〕事件において、裁判官は、刑罰が刑吏により執行され⁵⁹⁾、以下に定めように判決が書記による〔正確な〕録取により作成されるよう、配慮しなければならない。

§ 以下に示す判決の作成に際し、裁判所書記は、当該条文において文字Bとある箇所に被告人の氏名を挙げ、文字Cの箇所には犯行の内容を簡潔に示さなければならない。

死刑に至らない上のような身体刑の判決の前書きについて

第197条 「カール5世皇帝及び神聖帝国裁判令に従い行われた、入念かつ適正なる認定に基づき⁶⁰⁾、現に本裁判官の法廷にあるBはCによって犯罪的かつ恥ずべき行為を行った⁶¹⁾ものと適法に判決される」。

各判決の以下のような結びに注意せよ

舌の切断

第198条 「公然と晒し台に晒され又は首輪を嵌められ、舌を切断され、加えて官憲による公許があるまで領邦から追放されるべし」。

指の切断

§ 「公然と晒し台に晒され、しかる後、悪行を行い罪を犯した2本の右指を切断され、加えて官憲による公許があるまで領邦から追放されるべし」。

耳の切断

§ 「公然と晒し台に晒され、両耳を切断され、官憲による公許があるまで領邦から追放されるべし」。

笞打ち

§ 「公然と晒し台に晒され、笞打たれ、加えて官憲による公許があるまで領邦から追放されるべし」。

[注意]⁶²⁾

§ 以下について注意せよ。〔①〕「同じく、裁判官又は裁判所の面前において云々」をもって始まる 107 条の偽誓、「同じく、夫が、妻との姦通を理由に男を云々」をもって始まる 120 条の夫たる男が未婚の娘と行った淫らな性行為、さらに、「同じく、夫たる男が他の女を云々」をもって始まる 121 条の重婚という呪うべき犯罪⁶³⁾等に対する若干の刑罰について定めるように、さらに、〔②〕上〔= 157 条、158 条〕に定めるような若干の窃盗、又は、本令において明文を欠く事例において同様に行うべきことが適法に判決される場合のように、ある犯人が、適法な身体刑に加えて、何びとかに財を返還し又はその財の一部を与えるべき刑を併科されるときは、かかる財の返還又は付与を行うべきことが、明確な文言によって判決にしかるべく付加、記載されかつ宣告されなければならない⁶⁴⁾。

被告人に対する無罪判決の形式について

第 199 条 同じく、朕及び帝国の本令に従い、刑事罰〔を科すべき犯行〕につき拘禁され弾劾された者に対し、無罪判決 (ledig) の言渡しが決定されるときは、当該判決は、おおむね以下のように記録され、かつ、「同じく、被告人が判決により云々」をもって始まる 99 条に定めるように⁶⁵⁾、最終裁判期日において裁判官の命令により公然と朗読されなければならない。

第 200 条 同じく、判決の前書き (einführung) に関する次条において示すように、裁判所書記はかかる判決の記録に際し、文字 A とある箇所弾劾人の氏名、文字 B の代わりに被告人の氏名、文字 C とある箇所に弾劾に係る犯行を示さなければならない。

第 201 条 「全てカール 5 世皇帝及び帝国裁判令に従い行われた、C を理由として現に法廷にある B に対する A による弾劾、被告人の答弁、必要なる全ての申立て (einbringen)、並びに、徹底かつ入念なる取調べ及び認定に基づき、当該被告人

は、最終判決により全ての刑事罰につき無罪である（aller peinlicher straff ledig）⁶⁶旨言い渡される」。ただし、弾劾人が弾劾を行う正当な理由を有し、ゆえに、裁判官において、十分に裏づけられた法的根拠に基づき費用及び損害〔の負担割合〕を〔当事者間で〕調整すべき余地のある場合を除くものとする。さらに、当事者が損害又は賠償につき相互に訴えんとするときは、当事者は、上〔＝99条〕の裁判令の定めに従い、〔刑事事件を審判した〕当該裁判所における最終民事訴訟⁶⁷をもって、また、弾劾が職権により行われたときは、職権により弾劾を行った裁判所の最寄りの正規の上級裁判所（nechstes ordentliches obergericht）における最終民事訴訟をもって、これを行わなければならない。

第202条 同じく、裁判所による全ての審理及び判決に関する記録作成〔の方法〕については、上に定める通りである。さらに、これらの記録は全て、訴訟最終後、裁判所に留め置かれ、（将来においてその必要が生ずる場合に）訴訟記録（gerichts handell）を裁判所において利用しよう⁶⁸、裁判所により特別の容器に保管されなければならない。

第203条 同じく、以上の指示に照らしても、全ての訴訟記録又は判決を作成すべき方法につき、十分に理解することのできない裁判所書記があるときは⁶⁹、まづもって、その所属する官憲に教示を求め、官憲もまたこれにつき十分な理解を有しない場合においては、その他の法有識者に助言（radt）を求めなければならない。

刑事裁判所における訴訟費用について

第204条 同じく、刑事裁判権を有する各官憲⁷⁰は、訴訟費用及び〔被告人の〕糧食費に関し、何びとも過剰なる負担を負うことなく、かつ、罪ありとされた犯人に相応しい刑罰が支障なく行われるよう、また、不当なる費用に対する懸念のため法及び正義が妨げられることのないよう、しかるべく相当かつ適正なる規則を定めなければならない。特に、弾劾人は、被告人の糧食費及び属吏の看守料として一日につき7クロイツァーを超える支払いを行う義務がないものとする。かかる場合において、より少額を徴収することが慣例となっているときは、その例によらなければならない。その他の裁判費用として、裁判所の招集、参審人又は判決人、裁判所書記、属吏、門衛、刑吏及びその徒弟のために要する費用は⁷¹、弾劾人の不利益となることのないよう、裁判所⁷²又は当該裁判所の上級官憲において負担しななければならない。

裁判官は犯人の処罰に関し特別の報酬を得てはならない

第 205 条 同じく、朕は、若干の地方において、裁判官が、刑事罰をもって処罰される犯人ごとに、弾劾人に対し特別の報酬を求めかつ受領するという職権の濫用が跋扈している旨の報告に接している。これはすべからず裁判官の職務及び尊厳に反し、法及びあらゆる衡平にも反し、職務行為ごとに (von jedem stuck)⁷³⁾報酬を受領する裁判官は、よろしく刑吏に喩えられなければならない。ゆえに、朕は、向後かかる全ての裁判官が弾劾人に報酬を要求し又は受領せざることを欲する。

逃亡中の犯人の財はどのように処置されるべきか

第 206 条 同じく、ある犯人が逃亡するときは、裁判官は、逃亡者の親族中その 2, 3 名を召喚し、これらの者及び利害関係を有しない 2 名の裁判所参審人の面前において⁷⁴⁾、当該裁判区 (gericht) 内にある逃亡者の全ての財産 (hab vnd gütter) を、宣誓せる裁判所書記をして精確に登録 (beschreiben vnnnd auffzeychen) させ、かつ、そのいかなる部分も犯人の処分に委ねてはならない。ただし、劣化し価値を減ずる財があるときは、裁判官は、2 名の参審人及び親族中上という者の立会いの上これを売却し、売却益を記録し、売却代金をその明細とともに裁判所に保管しなければならない。売却代金は、妻子又は次順位の相続人の最も利益となるよう保管されなければならない。裁判所による保管開始の前後を問わず、逃亡者の親族が登録財産を自ら保管する意思を表示し、当該財産の管理、及び、逃亡者が和解せず又は事件が終決を見ざる間登録財産のいかなる部分も逃亡者の処分に委ねざる⁷⁵⁾ことについて、必要なる保証及び義務の引受けを行おうとするときは⁷⁶⁾、これを許さなければならない。ただし、当該財産の上という〔親族たる〕保管者は、(行為者に妻子あるときは) 行為者の妻子に当該財産の中から必要なる糧食を供与すべく、これは全て、裁判官及び上という官憲の指示と了解の下に行わなければならない。また、裁判官及び官憲は逃亡者の財産の中から自己の利益のため何ものも取得してはならない。

裁判所にある窃取又は強取された財について

第 207 条 同じく、窃取又は強取された財 (gut) が裁判所に引き渡され、犯人がなお捕縛又は拘禁されていないときは、裁判官はこれを差し押さえ (zu seinen handen nemen) の上誠実に保管しなければならない。また、何びとかが当該財の引渡しを求め、疑いもなく当該財を強取又は窃取されたことを証明する (anzeygen) と

きは、財はこの者に返還されなければならない。若干の地において事情〔＝慣習〕はこれと異なるが、それは〔正当なる〕慣習に当たらず（nicht eyn gewonheyt）、悪弊であり、返還の妨げとはならない。ゆえに、争訟（irrung）が提起されるときは、裁判官は、原告（kleger）に適法かつ迅速な判決を与えなければならない⁷⁷⁾。さらにまた、その地〔＝紛争の生じた地〕における官憲が、刑事及び民事の裁判権を有し、かつ、刑事裁判所の参審人の召集を簡便に行うことができない（weitleufftig⁷⁸⁾）ときは、当該刑事〔裁判所の〕裁判官は、経費節減のため、当該事件をその〔裁判官が所属する〕官憲の〔設営する〕民事裁判所に移送（verweisen）しなければならない。〔財の返還について〕裁判所に訴えを提起しようとする者は、まずもって、その裁判所に保証人（bürge）を立て、少なくとも自己の宣誓をもって、かかる事件において敗訴する場合において相手方が蒙る損害を裁判官の裁量に従い賠償することを保証しなければならない。訴訟においてその財について権利を主張（vertretten）しようとする被告（antworter）についても同様である。

同じく、原告が、当該の財が自己のものであり、強盗又は窃盗により奪われたことを証明するときは、財は判決により原告に返還されなければならない。被告が訴訟において訴えのあった財について権利を主張しようとし、上に定めるように、費用及び損害に関する義務を宣誓により引き受け、そして、当該財について権利を認められない場合において、当該財を取得するに際しその違法なる由来について善意であったこと（unwissent des vnrechten herkommens）を宣誓により確言することができないとき、又は、違法なる由来に関する悪意（wissen）を証明されるときは、当該被告は、（差し押さえられた財〔＝牛馬等〕について必要な飼料が費やされた場合においては）しかるべき訴訟費用とあわせて全て〔の費用を〕裁判所の裁量に従い支払うべきことを判決により命じられなければならない。ただし、被告が、権利を認められなかった財の取得に際し、違法なる由来について善意であったときは、各当事者は各自の訴訟費用を支払い、かつ、訴えに係る財を取得する原告は、それが牛であり相当の飼料を要した場合においては、裁判所の認定と裁量に従い〔飼料代を〕支払わなければならない。上に定めるように宣誓により義務を引き受ける被告がいなるときは、最終的に財を取得する原告が、（上のように飼料を要した場合においては、）しかるべき飼料代を改めて⁷⁹⁾支払わなければならない。

第208条 上の場合において、原告が請求に係る財について所有権を十分に証明（bewisen）したが、強盗又は窃盗により奪われたことを証明することができず、これに対し、被告が、訴えに係る原告の財が十分かつ適法な権原に基づいて原告の許

から被告の所有に帰したこと⁸⁰⁾を、法の定めに従い十分に証明することができないときは、(かかる財が強取又は窃取された旨の) 宣誓に基づく原告の確言 (betewrung) が措信され、上に定めるところに従い、改めて原告に返還されなければならない。

第 209 条 窃取又は強奪された財に関し、時間の経過により所有権が時効取得されることはない⁸¹⁾。しかし、原告が、(上 [= 208 条] に定めるような) しかるべき証明を行うことができないときは、被告は放免判決を受け (ledig erkant), 蒙った費用及び損害のしかるべき賠償とあわせて、訴えに係る財が被告に返還されなければならない。証明に成功しなかった (vnbestendig) 原告は、判決人の裁量に従い賠償につき判決を受けなければならない。

第 210 条 上の場合において、訴えに係る財が、飼料その他の理由から、予め定められた裁判期日の終了まで多額の費用を要することなく裁判所に留め置くことができず、いずれかの当事者が [その財の保管を申し出], 事件に関する証人尋問の行われるべき裁判期日に当該財を裁判所に提出すべきこと、また、その裁判所において係争物又は費用のいずれについてせよ敗訴する場合においては、判決の命ずるところに直ちに従う⁸²⁾べきこと、また、当該財が訴訟の終結及び執行の前に紛失又は劣化した場合においては、かかる紛失又は劣化につき、裁判所の判決に従い補償すべきことを約して、裁判所全員又は裁判官及び 2 名の参審人の裁量に従い、必要十分なる担保を提出したときは、費用節減のため、この当事者に係争物⁸³⁾を交付し⁸⁴⁾, [裁判所への] 提出のときまでその手に委ねなければならない。当事者の双方が、上のように担保を提供しようとするときは、まずもって被告がこれを許されなければならない。この手続につき疑問が生ずるときは、法有識者及び朕の本令の末尾に定めるところに鑑定が求められなければならない。

第 211 条 信用がなくかつ嫌疑のある者が、上にいう窃取又は強取された財に関連し、その所持中に捕縛され⁸⁵⁾、弾劾人がこれに対し刑事訴訟を行おうとするとき、又は、裁判官が職権によりかかる不審なる者に対し刑事訴訟を行おうとするときは、かかる嫌疑のある者に対する刑事訴訟において、同様の刑事手続 (gleiches peinliches fürnemen vnd handlung) について本令が上 [= 6 条, 12 条] に定めるところが遵守され、手続が行われなければならない⁸⁶⁾。

第 212 条 いかにしてかついかなる場合に、強取又は窃取された財に関し、何びとかに對し拷問に十分なる徴憑があるかは、「同じく、ある者が、強奪された財物云々」をもって始まる 38 条及びそれ以下の条文に定めるところである。

第213条 上〔=211条, 212条〕の刑事手続により、窃取又は強取された動産（farende gütter）が裁判区において発見された場合において、これを失った者であり、かつ、上に定めるように、窃取又は強取された財が自己のものであることを証明する者があるときは、負担を課すことなく（ただし、飼料を必要とする牛であつて相当の必要な飼料が費消されたときは、その飼料代の実費を支払わなければならない）改めて返還されなければならない⁸⁷⁾。何びとかが、費用の節減のため、上に定める違法なる由来及び所有者が明確に認定されるに先立ち、担保提供の上財の引渡しを求めるときは⁸⁸⁾、窃取又は強取された財に関する民事拘禁及び訴え（burgerliche verhaftung vnd klag）⁸⁹⁾について上〔=210条〕に定めるところに従い、手続が行われなければならない。

第214条 同じく、ある被害者が、疑いもなくその所有に属し、かつ、窃盗犯又は強盗犯により奪われた財を、平穩かつ強制によることなく行為者から取り戻したときは、自己の物を取り戻したかかかる被害者は、それを理由に何びとかに対し責めを負うことなく、また、かかる場合又は類似の場合において、自己の意思に反して弾劾することを強制されない⁹⁰⁾。ただし、被害者が刑事弾劾を行わない場合においても、官憲は、職権をもって行為者に対し訴訟手続を行い（rechtfertigen）、行為者及び犯行の状況に応じて処罰することができる。

職人は刑事裁判所に必要となる絞首架をどのように建設し補修すべきか

第215条 同じく、多くの地の刑事裁判所において、新たな絞首架の建設又は古き絞首架の補修に当たり当該裁判区に居住する全ての大工がこれに助力すべき慣習があり、これに多大かつ不適切なる費用を要し、はなはだ不当にもかかる費用が時として犯人を刑事弾劾する者の負担とされている。かかる事態を防止するため、朕は、以下のように欲する。すなわち、向後、上にいう直近の刑事官憲⁹¹⁾により新たな絞首架の建設が計画されるときは、当該官憲又はその代理者は、当該刑事裁判所の属吏をして、大工仕事を稼業とし当該裁判区に居住する者全員を、慣例により刑事裁判を行うところとされている都市、市場又は村に指定された日に召集させなければならない。かつ、属吏をして少なくとも2週間前にこれを告知させなければならない。また、自宅において召集を受けた者、自宅から3マイル以内で働く者は、定められた日に建設場所（malstatt）⁹²⁾に出頭しなければならない。身体故障の抗弁を宣誓により確言した場合を除き、何びとも出頭しなければならない。不出頭には、10グルデンの刑罰が科されなければならない。その地の刑事裁判官は、召

集された大工の中から建設作業に必要と思料する数を定め、次に、裁判官が定めた数の大工を、召集された大工の中から裁判官の用意する籤により選ばなければならない。選ばれた大工は、上の罰金を免れ、かつ、当該裁判領主 (gerichtsherr) において弾劾人の負担とすることなく〔公費から〕支払うべき慣例の日当と引換えに〔建設作業に〕従わなければならない⁹³⁾。また、これ〔=絞首架建設への従事〕を理由に、何びとも侮辱 (schmechen, verachten oder verkleinen) されてはならない。これを理由に人を侮辱する⁹⁴⁾者があるときは、かかる者は、金貨1マルクを、しばしば行われるように、半マルクを違反者に対し刑事裁判権を行う官憲に、他の半マルクを侮辱された者に支払わなければならない⁹⁵⁾。侮辱された者は、訴訟について上の官憲による援助を受け〔速やかなる判決を受け〕るものとする⁹⁶⁾。かかる訴訟上の援助がなされる前後を問わず、侮辱行為が、侮辱された者の名誉、良き世評及び職業を傷つけ害することがあってはならない。

第216条 かかる違反者が、定められた罰金を支払うことができないときは、その名誉を意図的に傷つけたものではなく、向後このような侮辱を行わないことを誓約して、被害者に対し必要な謝罪を行うまで、刑罰として獄舎 (kercker) に拘禁されなければならない。かかる違反者〔の言動〕は、何びとによっても、被害者の不利益となるように擁護され扱われてはならない。その違反には、上の金貨1マルクの罰金が科されなければならない。

第217条 同じく、石をもって絞首架又は斬首場を建設する場合において、当該刑事裁判権を有する官憲の管轄区に居住する石工を必要とするときは、大工に関し上に定めるところが遵守されなければならない。

若干の地になお残る悪弊及び悪しき不合理なる慣習について

第218条 同じく、若干の地においてなお残る慣習によれば、犯人が窃取又は強取された財とともに捕縛され拘禁された場合において、かかる窃取又は強取された財が、窃取又は強取の被害者の許に返還されず、官憲の没収するところとなっている。同様に、水夫が航路を誤り難破した場合において、水夫が船、身体、積荷とともにその地の官憲の手に帰すことも、多くの地に見られる悪弊である。また、御者が馬車を転倒させ、予期せず人を死に至らしめた場合において、御者が馬車、馬及び積荷とともに官憲の手に帰すべきものとされることも、同様である。また、多くの刑事裁判所及び刑事裁判権を有する官憲⁹⁷⁾の許においても、種々の悪弊が認められ、〔たとえば、〕獄舎は、拘禁を目的とするより、むしろ被拘禁者を苦悶せしめ

る構造となっている。同じく、悪評、風評及びその他の十分な徴憑が予め存在しないにもかかわらず、憐れむべき者たちが官憲により捕縛、投獄され、捕縛に際し時として官憲により性急かつ無思慮に扱われ、ために名誉を損なわれている。同じく、判決の宣告が、裁判官又は判決人ではなく刑吏によって行われている。同じく、若干の地において、犯人が、大逆罪以外の罪、すなわち、身体刑及び財産刑を科されていないその他の罪について死刑をもって処罰される場合において、妻子が物乞いとなり、〔犯人の〕財が官憲の手に帰している⁹⁸⁾。朕は、各官憲が〔自ら〕これら及び同種の慣習を廃止し、かつ、朕が朕の皇帝としての権力に基づきこれをもってこれらの慣習を根絶し廃棄するがゆえに、これらの慣習が行われ用いられ又は維持されることなく、かつ、向後これらの慣習が新たに導入されることのないよう、配慮すべきことを欲する⁹⁹⁾。

何びとの許に、かつ、いかなるところに鑑定を求めるべきかに関する説示

第219条 朕及び神聖帝国の本刑事裁判令において、鑑定依頼に関ししばしば上に定められるところによれば、裁判所は、刑事訴訟、法廷慣行 (gerichts übungen) 及び判決について疑問が生ずる場合においては、教示を求める長年にわたる古き慣習のある上級裁判所 (oberhofe) の許に鑑定を求めなければならない。ただし、ある裁判所が上級裁判所を有せず、かつ、刑事弾劾人の申立てに基づき訴訟手続が行われている場合において、上のような疑義を生ずるときは、当該刑事裁判所に対し特に¹⁰⁰⁾かつ直接に命令しかつこれを設置する (bannen vnd hegen)¹⁰¹⁾権限を有する〔上級〕官憲に鑑定を求めなければならない。官憲が、職権に基づき犯人に対し刑事の弾劾又は手続 (peinliche anklag oder handlung) を行う場合において疑義を生ずるときは、裁判官は、最少の費用により教示を得ることができると思料する、直近の大学、都市、自治都市 (Communen) 又はその他の法有識者に鑑定を求めなければならない。ただし、疑義を生ずる場合においてはすべからず、裁判官及び参審人のみならず、刑事事件において鑑定を与え、審理を行うべきかかる官憲もまた¹⁰²⁾、刑事弾劾人がその刑事訴訟、審理及び手続に関し法有識者の鑑定を求めることを裁判官に申し立てる場合を除き¹⁰³⁾、当事者の費用負担とすることなく、法有識者の鑑定を求めなければならない。当事者の申立てに基づき鑑定を求めるときは、申立てを行った当事者の費用負担において行われなければならない。被拘禁者の主 (herrschaft), 親族又は補佐人が被拘禁者の利益のため鑑定を裁判官に申し立てるときは、裁判官は被拘禁者の親族又は補佐人の費用においてこれを許さなければ

ばならない。ただし、当該被拘禁者の親族が、貧困により上の費用を負担することができない場合において、裁判官は、鑑定依頼が裁判の延引、費用の増加を意図するものではないと思料するときは、官憲の費用においてかかる鑑定を入手しなければならない。上の親族及び補佐人は宣誓をもって、かかる意図のないことを確言しなければならない。すべからく、何びとに対しても不法が行われることのないよう、可能な限り慎重に行われなければならない。〔刑事事件という〕これら重大な事件においては、より一層の慎重さが相応しいからである。ゆえに、過誤が生じた場合において、当然に知りおくべきであった事柄に関する無知は、免責されてはならない。この点につき、裁判官、参審人及び官憲はこれをもって警告されるものとする。

§ 刑事裁判〔令〕終わる

訳注

- 1) テキストは、“ehe er damit inn sein gewarsam kompt”である。
グリム・ドイツ語辞典によれば、“gewarsam”は、「安全な状態」を意味する。
- 2) (1) 「叫喚を受ける」(beschrien)は窃盗犯と叫ばれることであるが、158条には「叫喚若しくは追跡を受け」という表現が見える。
(2) “berüchtigt”は「風評を立てられる」という趣旨であるが、159条には、犯行中又は犯行後に“sei...berüchtigt oder betreten”されるという表現が見え、Schroeder, S.184は、“beschrien”を“durch Schreie offenkundig gemacht”, “berüchtigt”を“durch Rufe offenkundig gemacht”と註解している。したがって、“beschrien”及び“berüchtigt”は、ともに「叫喚を受ける」という訳を与えてよいであろう。
- 3) 「5グルデン未満の初回の窃盗を犯し」ということが要件となっているのであるから、再び「盗品の価額が5グルデン未満であるときは」という要件を掲げるのは重複であろう。
- 4) 塙訳157条は、“heimlicher diebstall”を「非現行盗」とする。
- 5) テキストは、“nochmals”である。
Schroeder, S.184が、“nachmals”の誤りであるとするほか、Gobler, art.157は、“deinceps”（「その後」）とする。
- 6) テキストは、“anders”である。
グリム・ドイツ語辞典によれば、“alioquin (= überhaupt)”の意味がある。
- 7) テキストは、“nach der besten form”である。
趣旨不詳。あるいは、Clasen, art.158が、「まず不復讐宣誓をするとは、犯した窃

盗を理由に、拘禁、笞刑、その他蒙った全て〔の苦痛〕について復讐しないことを宣誓することである」と注解しているので、「最善の形式」とは、復讐放棄の対象となる事柄を残らず列挙した上で宣誓することをいうのであろうか。

- 8) 堀訳 158 条は、“offner diebstall”を「現行盗」とする。
9) テキストは、“beschwerdt jn die gemelt auffruhr und berüchtigung *die that*”である。

Clasen, art. 158; Kress, art. 158 は、“beschwerdt ihn die gemelte Auffruhr und Berüchtigung *der that*”と表記するので、これに従う。Vogel, art. 158 もまた、“son délit accompagné d'éclat & de rumeur, le chargera assez”（「騒動や風評を伴う犯行は加重理由となる」）と仏訳する。

- 10) テキストは、“ansehnliche person”である。

Clasen, art. 158 は、「名譽ある家門に生まれた者 (homo honesto loco natus)」とする。

- 11) テキストは、“besserung”である。

グリム・ドイツ語辞典によれば、“satisfacito, mulcta, busze vor gericht”の語義がある。

- 12) 刑事裁判所が民事罰を科すことを例外的に許容する趣旨である。

- 13) Clasen, art. 158 によれば、拘禁された場合の糧食費、拘禁費用、不復讐宣誓の諸点を指す。

- 14) 157 条及び 158 条に定める窃盗という趣旨であろう。

- 15) 「住居又は納屋〔の門扉等〕を破壊し若しくはこれに侵入し、又は、抵抗する者を害する目的で武器を所持し窃盗を行うため侵入した」ことが要件となっているのであるから、再び「上に定めるように破壊又は侵入を伴う」という要件を掲げるのは重複であろう。

- 16) テキストは、“vom andern diebstahl”である。

(1) Clasen, art. 157, II7 は、「同じ日に、ただし異なる時刻に異なる場所で行われた窃盗は 2 回となる」と述べ、また、Clasen, art. 162, (1) は、3 回の窃盗の認定には、自白のみでは足りずその事実が確認されなければならないと注解しており、2 回の処罰を前提としていない。

E. Brunnenmeister, *Die Quellen der Bambergensis*, 1879, S. 275 f. によれば、イタリア法学において、3 回目の窃盗は、犯人の悪性という点で人に暴力を用いる強盗と同視されたのであり、3 回の窃盗が認定されるならば、既に 2 回の処罰を受けなかった場合においても窃盗三犯とみなされたという。

(2) したがって、現代的な意義における「再犯」、「三犯」の趣旨ではない。

- 17) テキストは、“Auch die selben zwen diebstall, nit fünff gülden oder darüber werth seind”である。

Gobler, art. 161 は, “*utrumque furtum precium quinque florenorum non excederet*” (「いずれの窃盗も 5 フロリンの価額を超えない」) とする。

18) テキストは, “*eyn merer verleumbter dieb*” である。

(1) Schroeder, S. 185 は, “*mehrfach ehrverlusting*” (「数次にわたる名誉喪失」) と註解する。

しかし, “*der erst oder mer diebstall*” (「初回又は数回目の窃盗」) という用例が 159 条に見える。また, Kress, art. 162 §I は, 「皇帝は, “*ein Mehrer, Verleumbdter ...*” という語句を用いることによって, 専ら反復の中に見られる犯人の悪性を示している, と考えられる」と詳解する。Gobler, art. 162 も, “*maior omnino ac infamis fur*” (「特に重大なかつ風評のある窃盗犯」) と羅訳する。

(2) したがって, イタリック部分は, 「数回目であり, 風評のある」という趣旨に解する。

19) テキストは, “*vn der vierzehen jaren*” である。

ただし, Gobler, art. 164 は, “*decimumquartum annum non excesserit*” (「14 歳を超えない」) とする。

20) テキストは, “*der diebstall groß oder obbestimpt beschwerlich vmbstende, so geuerlich dabei gefunden würden, also daß die bößheyte das alter erfüllen möcht*” である。

(1) Gobler, art. 164 は, イタリック部分を, “*furtum insigne adeò grave que ex supra memoratis circumstantiis esse constaret, ut malicia aetatem aequaret*” (「窃盗が顕著であり, かつ, 上に定める事情から, 悪性が年齢を補う程度に危険な者であることが判明する」) と羅訳する。

(2) これに対し Clasen, art. 164 は, テキストのイタリック部分を, “*der diebstall groß, oder obbestimpte beschwerliche vmbstende so geuerlich dabei gefunden würden*” と表記し, テキスト全体に, 「窃盗が大窃盗であったか, 住居の侵入又は破壊によって行われたため, 悪性が年齢を補いうる」と註解している (Stephani, art. 164 の註解も同趣旨である)。Vogel, art. 164 は, “*que le vol fût considérable, ou que l'on y trouvât des sudites circonstances aggravantes, accompagnées de danger*” と仏訳する。クラーセン等の註解と趣旨が一致する。

ここでは, クラーセンの註解に即した訳をとる。

21) Schroeder, S. 185 は, 「犯意」と解している。

22) テキストは, “*Oder aber der selbigen dieb einer vnsträfflich erlassen würd*” である。

しかし, バンベルゲンシス 192 条, 第 1 次草案から第 3 次草案までのテキストは, “*Ob aber der selbigen dieb einer vnsträfflich erlassen würd*” となっており, 立法上の過誤であろう。Schroeder, S. 186 は, ウイーン写本が “Ob” であることに言及する。

23) テキストは, “*wer bei nächtlicher weil jemandt sein frucht oder auff dem feld sein*”

nutzung, wie das alles namen hat, heymlicher vnd geuerlicher weiß *nimpt*”である。

(1) Gobler, art. 167は、イタリック部分を、“si alciui fruges...è campo surriperet,”（「何びとかの田園から盗み、持ち去り又は運び去る」）と羅訳し、Clasen, art. 167は、“alterius fructus ex agro aufert”（「他人の果実を田園から運び去る」）と要約するので、これに従う。

なお、“wer”は、“swër (=wenn irgend wer)”の趣旨と解した。

(2) “*frücht*”, “*nutzung*”に対し、Remus, cap. 167は、*glans*（核果）、*messis*（穀物）、*frux*（作物）、*fructus*（産物）、*pomum*（果実）を列挙する。

- 24) テキストは、“wo eyner bei tag jemandts an berürten seinen früchten, die er heymlich nem vnd hinweg trüg, grossen mercklichen vnd geuerlichen schaden thett”である。

Gobler, art. 167は、“si quis in die aliqui *insigne & nefarium in frugibus seu fructibus suis inferret damnum, eos clam auferendo aut subtrahendo*”（「ある者が、何びとかの農作物又は果実を密かに持ち去ることにより、その農作物又は果実に顕著かつ悪質な損害を加えるときは」）とするが、Clasen, art. 167の、“*magnum damnum domino rei sit datum*”（「所有者に大きな損害が生ずる」）という解釈が妥当であろう。

- 25) テキストは、“so jemandt *sein* gehawen holtz dem andern heymlich hinweg füret”である。

Schroeder, S. 186によれば、イタリック部分は誤って削除されなかった部分である。Clasen, art. 168は、“qui alterius ligna jam tum caesa clam abducit”（「そのとき既に伐採されていた他人の樹木を持ち去る」）とする。

- 26) テキストは、“stelen von geweichten dingen oder [an] stetten”（亀甲括弧内は、訳者が挿入）である。

亀甲括弧内のような補足が必要であろう。なお、175条には、“die diebstall, so an geweichten dingen vnd stetten begangen”という表現が見える。

- 27) テキストは、“das heylig Sacrament des alters”である。

Clasen, art. 173は、キリストの身体を化体する聖なるパン、Meckbach, art. 173は、聖餐式用パンと註解する。

- 28) 「これらの全ての窃盗を理由に」のテキストは、“vmb solch diebstall alle”である。

174条にも同じ表現が見えるが、ここでは不要な章句であり、テキストの理解を難しくするように思われる。なお、Clasen, art. 173は、この章句に特段の言及をしていない。

- 29) テキストは、“so eyner eyn stock, darinn man das heylig almusen samlet auffbricht, sperret, oder wie er argklistig darauß stilt, oder solchs mit etlichen wercken zuthun vndersteht”である。

イタリック部分は、“swie (=wenn)”の趣旨に解する。Gobler, art. 173 が、“*si quis arculum, in qua sacra eleemosyna emendicatur, congregatur’que, effringit, apert, aut dololose fraudulenter’que ex ea furatur*”とするのも、同様の理解によるものであろう。

- 30) テキストは、“Item es sollen auch [in] die diebstall, so an geweychten dingen vnd stetten begangen, die hungers nott, auch jugent vnd thorheytt der personen, wo der eyns mit grundt angezeygt wüerde, auch angesehen, vnd wie von weltlichen diebstalten deßhalb gesetzt ist, darinn gehandelt werden”である(亀甲括弧内は、訳者が挿入)。

Güterbock, S. 245 によれば、立法上の過誤がある。亀甲括弧内に“in”を補足しなければ、文意不明のテキストである。バンベルゲンシス 201 条は、“Jtem Doch sol *in geystlichen diebstalten* die hungernot, auch jugendt vnd Torheytt der person, wo der eins mit grundt aegzeygt wurde, auch agesehen vnd, wie von weltlichen diebstalten desshalb gesazt isy, darinn gehandelt werden”である(第 1 次草案も同じである)。イタリック部分の表現を変更するにともない、“in”が欠落したようである。

- 31) テキストは、“*freuenlich oder fürsetzlich*”である。

しかし、108 条では“*fürsetzlich vnd freuenlich*”となっており、Schroeder, S. 187 は、108 条の表記が正しいであろうとするので、これに従う。

- 32) テキストは、“so eyner eyn vrphed *freuenlich oder fürsetzlich* verbrochen, *sachen halben*, darumb er das leben nit verwirckt hat”である。

(1) Schroeder, S. 187 は、イタリック部分に、“in Streitsachen”(「訴訟事件」)と註解する。しかし、「それを理由に死刑を科されなかった」というイタリック部分に後続するテキストとの整合性に疑問がある。

(2) これに対し Clasen, art. 176 は、「不復讐宣誓の違背。すなわち、ある者が、まさに拘禁から釈放される時点又は釈放後追放される時点において〔将来〕危害を加えない旨の宣誓を行ったが、しかし、後に、死刑の原因とならなかった何らかの行為によってこれを破った場合である」と註解する。

本条とも密接な関連のある 108 条は、“So aber eyner eyn vrphede *mit sachen* darumb er das leben nit verwürckt hat, *fürsetzlich vnd freuenlich* verbroch”となっており、上のテキストは、クラーセンのように解するのが妥当であろう。

- 33) テキストは、“über vorgeübte nachgelassene *vnd* gerichte *missethat*”である。

(1) Gobler, art. 176 は、“*praeter commissum, sed remmissum & iudicatum facinus*”(「犯したが、宥恕されかつ裁判を経た犯罪のほか」)とする。

(2) これに対し、Clasen, art. 176, (I) は、脅迫の要件の一つは、「犯罪が宥恕されるか、又は判決を受けた後で脅迫がなされることである。すなわち、以前の犯罪についてもはや責めを負わず、犯罪が合意若しくは単純な赦免によって宥恕されて

いるか、又は、その犯罪について判決がなされ、被告人が弾劾から放免されるか、刑罰を受けていることである」と注解するほか、グリーム・ドイツ語辞典によれば、“vnd”は“ve, vel, sive”の語義を有する。したがって、“vnd”は「又は」の意味に解する。

- 34) テキストは、“auß jetztgemelten oder andern gnugsamen vrsachen, eyner person nit zu vertrauen oder zu glauben wer, daß sie die leut gewaltsamer thätlicher bescheldigung vnd übels verträge, vnd bei recht vnd billicheyt bleiben ließ”である。

Gobler, art. 176 は、イタリック部分を、“quòd à noxa, uiolentia, damno inferendo desiteret, iuris & aequitatis habita ratione”（「法及び衡平を尊重し、侵害、暴力、損害を加えることを断念する」）と羅訳する。

- 35) テキストは、“on merklich verdecktlichkeyt künfftigs übels”である。

Güterbock, S. 246 は、131条の場合と同様、“on merklich verdlichkeyt künfftigs übels”の誤りであろうとする。

- 36) Schroeder, S. 188 は、40条, 107条, 148条を挙げる。

- 37) テキストは、“inn eynem fall herter dann inn dem andern angesehen gelegenheit vnd gestalt der sacht”である。

イタリック部分を、Gobler, art. 178 は、“in alio casu seuerius quàm in alio”（「ある場合は他の場合よりも重く」）とほぼ直訳するが、Clasen, art. 178 は、イタリック部分を“in uno casu durius, in altro leuius”（「ある場合はより重く、他の場合はより軽く」）とするので、これに従う。

- 38) テキストは、“wissentlich seiner synn nit hettt”である。

冠詞の語尾は誤りであろう。

- 39) テキストは、“nach radt der selben vnd anderer verstendigen”である。

Gobler, art. 179 は、“ex consilio istorum, aut aliorum peritorum”（「その法有識者又はその他の法有識者の鑑定に基づいて」）とする。

- 40) テキストは、“solcher vnfleiß ist nach gestalt der sachen vnnd radt so an den orten, als hernach gemelt wirdet, zu straffen”である。

イタリック部分の構文は不完全と考えられるが、グュータボックもシュレーダーもこの点について言及していない。しかし、Kress, art. 180; Clasen, art. 180; Stephani, art. 180; Meckbach, art. 180 はいずれも、このテキストに若干の補足を加え、“solcher vnfleis ist nach gestalt der sachen vnnd radt so an den orten, als hernach folgt, gepflogen wirdet, zu straffen”と表記するので、これに従う。

- 41) テキストは、“bei seiner pflicht”である。

Gobler, art. 181 は、“mediante suo iuramento”（「その宣誓に基づき」）とするが、書記による宣誓（5条参照）を念頭においたものであろう。

- 42) テキストは、“peinlich frag oder peinlich handlung”である。

イタリック部分は「拷問による審理」の趣旨であろう。Gobler, art. 181 も、端的に “*quaestio tortura'que*” とする。

43) 「弾劾人が、ある者を峻厳なる刑事訴訟に付し、拘禁することを官憲又は裁判官に申し立てるときは、……弾劾人は、まずもって、被告人に刑事罰を科す根拠となる犯行並びに犯行の適法なる疑惑及び嫌疑を陳述しなければならない」と定める 11 条を前提とする規定であるが、弾劾人自身が拘禁される前に、既に弾劾人の陳述がなされているはずであるから、被告人に対する拷問を行う前に弾劾人の陳述を記録せよという本条の趣旨は必ずしも判然としない。

44) Schroeder, S. 189 は、“für den Prozeß”（「訴訟のため」）とするが、Gobler, art. 181 は、“*prout de jure*”（「法の定めるように」）とする。とりあえず後者に従う。

45) テキストは、“*was dann der anklager der selben antzeygung oder argwonung halber vor dem gericht oder verordenten schöpfen fürbringt*”である。

「弾劾人がかかる徴憑又は疑惑に関し裁判所又は指名された参審人の面前において提出するもの」が直訳であるが、本文のような訳とした。

46) テキストは、“*was dann der anklager der selben antzeygung oder argwonung halber vor dem gericht oder verordenten schöpfen fürbringt, auch was solcher fürbrachten antzeygung halb noch laut diser ordnung bewisen wirt, soll alles eygentlich, wie vor gemelt ist, beschriben werden*”である。

(1) Gobler, art. 183 は、イタリック部分を、“*quicquid tunc eiusmodi indiciorum aut suspicionum causa iudicaliter et coram scabinis exhibuerit accusator, quicquid etiam talium reproductione & exhibitione iuxta formam huius Constitutionis probatum fuerit*”（「弾劾人がかかる徴憑又は疑惑について裁判所及び参審人の面前に提出したもの、かかる徴憑又は疑惑の提出によって本令に従い証明された事項」）とする。

(2) Clasen, art. 183 は、① 弾劾人が用いる徴憑が「一般的徴憑か個別的徴憑か」、 「遠い徴憑か近い徴憑か」、 「いかなる理由からかかる徴憑を提出したか」、 ② 「何が証明されたか」を書記は記録すべきであると註解する。

47) Gobler, art. 186 は、“*quantum quidem propterea in eo ipso iudicio agi conuenit*”（「むろんこれに関し当該裁判所において審理することが適当である範囲において」）とする。その意義については、187 条注参照。

48) 受任裁判官については、70 条以下参照。

49) Clasen, art. 187 は、「刑事事件に関する裁判所の管轄権に制限がある場合があり、これを超えるときは、訴訟記録に録取された場合であっても、作成された書面は無効とみなされる」と註解する。

50) テキストは、“*libelsweiß geschrieben werden*”である。

文字通りには、「訴状のように記録される」である。Böhmer, art. 189, § 1 は、これについて、「オエディプスのような謎解きが必要である。なぜなら、訴訟行為の記

録が問題となっている場合に『訴状のように』というのは不可能だからである，しかし，「皇帝は一連の訴訟行為が一目瞭然となるよう，記録の体裁に意を用いたとって大過なく」，結局この用語は「各項目ごとに（stückweise）」というのと同じである，と注解する。

Kress, art. 189 も，この用語は謎だとしながら，書記は用紙を惜しまず，項目ごとに別の用紙にかつ十分の余白をとって記録すべきであるという意味だとしている。

- 51) テキストは，“so nach laut diser vnser vnnd des heyligen Reichs ordnung eyn übelthat wahrhaftiglich erfunden oder überwunden, vnd *deßhalb so weit kommen ist, daß die entlich vrtheyl derhalb zum todt, wie die vorgemelter massen, nach laut diser vnser ordnung, geschehen sollen, beschlossen ist*”である。

Gobler, art. 190 は，イタリック部分を，“sicubi...eo'que sic processum esset, ut propterea sententia diffinitiva capitaliter, quemadmodum antè dicto modo iuxta hanc nostram Constitutionem fieri debet, feratur, & pronuncietur”（「かくして，上に定めるように朕の本令に従いしかるべく，死刑の最終判決が下され言い渡されるに至るときは」）とする。

- 52) グリム・ドイツ語辞典には，“auf die mainung”が“auf diese weise, in der art”を意味する用例が見える。テキストは前置詞を欠くが，Gobler, art. 190 が“sequenti modo”（「以下のような方法により」）とするので，これに従う。

- 53) テキストは，“So sollen die nachuolgenden wörtlin *an der ander vrtheyl*, wie obsteht, auch *hangen*, also lautend, Vnd soll darzu auff die richtstatt durch die vnuernüfftigen thier geschleyfft werden”である。

イタリック部分は「他の判決の末尾に加えられる」であるが，「他の判決」の趣旨が明らかでない。Clasen, art. 193 は，“quando haec raptatio condemnati ad locum supplicii decernitur, tum illa verbis *sententiae in fine* annectenda est”（「有罪判決を受けた者にこのような刑場への曳摺りが言い渡されるときは，その旨の文言をもって判決の末尾に付け加えられなければならない」と注解しており，「他の判決」への言及はない。Vogel 訳も同様に，“l'exprimer à la fin de la sentence”とするのみであるので，本文のような訳とした。

- 54) テキストは，“mit N. griffen”である。

Schroeder, S. 191 によれば，“N.”は，“nominatur”（「指示される〔回数〕」）の趣旨である。

- 55) テキストは，“Avff warhafftige erfahrung vnd befundung gnugsamer anzeygung zu bösem glauben, künftiger übelthettiger beschedigung halber”である。

Gobler, art. 194 [=195] は，“vera inquisitione exploratione'que facta sufficientium incidiorum malae fidei propter futuram & maliciosam lesionem”（「将来における犯罪による危害に関して信頼しえないことを示す十分な徴憑について適正なる糺明及

び認定がなされたときは])とする(なお, “warhafftig” の語義については, 197 条注参照)。

- 56) テキストは, “solch vrtheyl [soll] der Richter doch mit anderst, dann mit wissentlichem *radt oder beuelch seiner oberkeyt vnnd der rechtuerstendigen* zum wenigsten mit vier auß den vrtheylern oder schöffen, die er für die täglichsten darzu erfordert, *die jm auch derhalb gehorsam sein sollen* beschliessen” である(亀甲括弧内は, 引用者が挿入)。

(1) Güterbock, S.246 によれば, 亀甲括弧内のような補足が必要である。

(2) Gobler, art.195 [=196] は, “*radt oder beuelch seiner oberkeyt vnnd der rechtuerstendigen*” をラテン語に直訳しているが, このテキストの表記には疑問がある。“*beuelch seiner oberkeyt oder radt der rechtuerstendigen*” (「[上級] 官憲の命令又は法有識者の鑑定」) であるべきではないか (“*oberkeyt*” について, Clasen, art.196 は, “*magistratus superior*” の訳語を当てる)。領邦官庁としての裁判官は領邦君主の命令, 領邦君主の命令下にはない領主裁判所の裁判官は法有識者の鑑定に従って裁判を行うことになり, カロリーナの予定する裁判所構成と平仄が合うのである。

このような疑問があるが, 本文の訳はテキスト通りである。

- 57) (1) A. Schoetensack, *Der Strafprozess der Carolina*, 1904, S.83 は, 本条が, 判決を裁判官と参審人の合議に委ね, 疑問のある場合に法有識者への鑑定依頼を行うべきことを定める 81 条等と矛盾することを指摘し, 立法上の過誤をその理由とする。すなわち, 身体刑を科す場合において裁判官は, 参審人と合議することなく, ただし〔司教領の世俗〕宮廷顧問官の鑑定又は命令に基づいて判決をすることができる旨を定めるバンベルゲンシス 222 条 (“*Sölche vrteyl solle vnser Panrichter, doch nit anderst, dann mit wissentlichem Rat oder bevelh vnser weltlicheb Hoffrete, ausserhalb der Schoepffen, beschliessen*”) の一部が誤って草案に取り込まれ, カロリーナに残ったという事情を指摘する。

(2) 他方, カロリーナ 196 条について, 他の点での誤りを指摘している Güterbock, S.246 は, 上で問題とされている点に関し特段言及していない。また, Clasen, art.196; Kress, art.196 もまた, この点に言及していない。

以上のように規定内容について疑義があるが, カロリーナのテキストの訳を本文に掲げる。

- 58) テキストは, “*die jm auch derhalb gehorsam sein sollen*” である。

「それゆえ, 裁判官に従うべき〔参審人〕」が何を意味するかは明らかでないが, 以下のような註解を参照し本文の訳とした。

すなわち, Clasen, art.196, (3) は, 裁判官による判決人の選任について, 以下のように註解する。「(a) どのような判決人が選任されるか。裁判官によって知識があると判断され, かつ, これまでこの種の刑事事件について経験のある者である。

(b) いかなる目的で選任されるのか。投票において、裁判官とともに、一定の有罪判決の作成に同意するためである。そのようにして、その犯罪の処罰に適用される刑罰の種類が、最終的に全員一致で決定されるのである。(c) 選任された者の義務。裁判官によって召集された者は、出頭又は従う義務があり、この場合の職務を拒否することは許されない。

- 59) 判決作成に先立ち、刑の執行が挙げられるのは、論理的に奇妙な印象を与える。
60) テキストは、“nach fleissiger warhafftiger erfindung”である。

イタリック部分について、Schroeder, S.190は、“erforderliche Erforschung und Feststellung der Wahrheit”と註解するが、グリム・ドイツ語辞典によれば、“wahrhaftig”には「真実に関する」という語義は見いだせない。

Gobler, art.192が、“wahrhaftig”を“verus”(=“recht und billig”)と羅訳していることを考慮し、「適正」の訳語を与えた。なお、195条参照。

- 61) テキストは、“B. so gegenwärtig vor dem Richter steht, der missethätigen vnehrllichen handlung halb mit C. geübt”である。

イタリック部分を、Gobler, art.197 [=198]は、“B praesentem, & personaliter coram iudice constitutum, propter maleficium ac facinus nefarium C perpetratum, admissum”(「呪うべき犯罪、悪行Cを犯し、裁判官の面前に自ら立つB)と羅訳、Langbein, art.197も同趣旨である。構文上の疑問は残るが、おおむねこれらの訳に従う。

- 62) 以下のテキストは、「笞打ち」の項に見出しなしで続き、あたかも「笞打ち」に関連する規定のようであるが、内容的に「笞打ち」に無関係である。むしろ、有罪判決一般に関する通則ということになろう。

Clasen, art.198が、この部分に“admonitio”(「注意」という標題を挿入しているのでこれになろう。

- 63) この規定は、120条及び121条が損害賠償に関する定めを含むことを前提とするものであるが、120条及び121条にはそのような定めがない。

Kress, art.198, §6は、「ここで民事賠償(civilis satisfactio)に関して援用されている120条及び121条には、民事賠償に関して定めるところがない」こと、さらに、姦通及び重婚に関するバンベルゲンシス145条及び146条が民事賠償について詳細な定めをおいていることを指摘した上で、「今日のバンベルゲンシス145条、146条の定める事項は、1495年〔1521年の誤り〕カロリーナ第1次草案にも存在したが、その後の草案で削除された。その理由は私にはなお不明である」と註解している。Schroeder, S.192も本条の誤りを指摘する。

- 64) テキストは、“So soll solch widerkerung oder dargebung des guts mit lautern Worten an die vrtheyl wie das geschehen solt, gehalten, beschriben vnd geoffnet werden”である。

Gobler, art. 197 [=198] は、イタリック部分を、“*ceu istud fieri aequum est ac debet*” (「それが行われるべきであるように」) とする。

65) 99 条の規定内容に照らし、99 条の引用が適切であるかは疑問がある。

66) 以下の但書きを考慮すると、「全ての刑罰につき無罪」というのは、「刑事及び民事の責任を免れる」という趣旨に解される。その意味でこの場合は、「無罪判決」というよりは、Gobler, art. 200 [=201] が用いる「放免判決 (*sententia absolutoria*)」という訳語のほうが適切であろう。

67) 「最終民事訴訟」については、99 条注参照。

68) テキストは、“*darmit (wo es künfftiglich not thun würde) solcher gerichtshandell daselbst zufinden wer*” である。

Gobler, art. 201 [=202] は、“*quo si qua ingrueret necessitas, eadem acta ibi haberi ac reperiri possent*” (「何らかの必要が生じた場合に、その訴訟記録を裁判所において利用し調査することができるように」) とする。

69) テキストは、“*Item welcher gerichtsschreiber auß diser vorigen anzeygung mit [=nit] genugsamen verstandt vernemen möcht, wie er darauß eyn jeden gantzen gerichtshändel oder vrtheyl formen solt*” である (亀甲括弧内は、引用者が挿入)。

Kress, art. 203; Clasen, art. 203 は、イタリック部分を亀甲括弧内のように表記する。カロリーナ 203 条に対応するバンベルゲンシス 228 条からの転記ミスであろう。Vgl. Schroeder, S. 193.

70) テキストは、“*eyn jede oberkeyt der peinlichen gericht*” である。

Clasen, art. 204 は、“*cujuslibet Magistratus judicia criminalia exercentis*” (「刑事裁判を行う各官憲」) とするが、同趣旨である。

71) テキストは、“*was aber sunst gerichtshand vnd ander kosten, auff besetzung des gerichtshand, der scheffen oder vrtheylen kostgelt, auch gerichtsschreibern, bütteln, thürhütter, nachrichter vnd seinem knecht aufflauffen würde*” である。

(1) イタリック部分が難解であり、誤記ないし誤植の可能性があるが、ギュータボックス、シュレーダーはいずれも、この点について言及していない。

Gobler, art. 203 [=204] は、“*Caeterae expensae iudicariae constituendi iudicis, scabiorum, aut sententiariorum, item scribarum, uiatorum seu apparitorum, custodum, carnificum, & sociorum eius factae & insumptae*” (「裁判官、参審人又は判決人、同じく書記、属吏、看守、刑吏及びその徒弟の配置 (*constituendum*) のために支出されたその他の費用」) とする。また、Vogel, art. 204 は、“*pour ce qui regarde les autres frais de Justice pour la séance du Tribunal, la dépense des Juges & Assesseurs, celle du Greffier, le payment des Geoliers, de l'Executeur & de son Valet*” (「法廷の開廷、判決人及び参審人の費用、書記の費用、看守、刑吏及びその徒弟の報酬のためのその他の裁判費用に関しては」) とする。いずれにおいても、“*kostgelt*” (「賄い料」)

は訳出されていない。

(2) Clasen, art. 204 は、「弾劾人は、裁判所の招集、参審人の給与、法有識者の報酬のため、さらに、書記、看守、刑吏すなわち判決執行人及びその徒弟のため支払われる費用を負担する義務がない」と註解する。

以上のような事情を考慮し、本文の訳とした。

- 72) テキストは、“des Geicht”である。

Schroeder, S. 193 によれば、“das Geicht”の誤りである。

- 73) Schroeder, S. 193 は、“Fall”とするが、Clasen, art. 205 は、“pro singulis actibus”（「個々の行為ごとに」）とする。

- 74) テキストは、“in gegenwärtigkeit... zweier Schöppenn des Gerichtes der Sache unverdacht”である。

テキストを、Remus, cap. 206 は、“duobus'que adssessoribus, qui suspecti non sint, praesentibus”, Gobler, art. 205 [=206] は、“in eorum praesentia, pariterque duorum scabinorum iudicii non suspectorum”と羅訳しており、“der Sache”は特に訳出されていない。被告人の財産の処理に関わる参審人について、「事件について疑いのない」という要件を設けるのは奇妙であるから、「事柄に利害関係のない」の趣旨と解する。もっとも、Langbein, art. 206 は、「事件に利害関係のない (disinterested in the case) 参審人」とする。

- 75) テキストは、“dem flüchtigen, dieweil er vnuertragen oder die sach vnaußgefürt ist, nichts dauon volgen zulassen”である。

グリム・ドイツ語辞典によれば、“volgen”は“ausgehändig, ausgefolgt, verabfolgt werden”の語義があるほか、Gobler, art. 205 [=206] は、“profugo... nihil de illis concedi permiti'que cauerint”（「逃亡者の中から何ものも与えられ、委ねられることのないよう配慮する」）、Clasen, art. 206 は、“bona fugitivi ipsis detinere liceat”（「逃亡者に財の利用をさせないことができる」）と羅訳している。

なお、Langbein, art. 206 は、“he shall let the criminal succeed to none of it”とするが、「財へのアクセスを許さない」という趣旨なのであろうか。

- 76) テキストは、“eyn nottürffftigen bestandt und pflicht thun”である。

Gobler, art. 205 [=206] は、“debitam'que cautionem & satsidationem... praestare uellent”（「しかるべき保証を行おうとする」）とする。これに対し、Schroeder, S. 193 は、“erforderliche Sicherheit und Verpflichtung leisten”と註解するので、これに従う。

- 77) テキストは、“So sich aber derhalb irrung hielt, soll der richter solchem klegler gebürlichs schleunigs rechtens verhelffen”である。

Gobler, art. 206 [=207] は、イタリック部分を、“actori legitimo ac breui iustitiae supplemento subueniat”（「訴訟による適法かつ迅速な援助を与え原告を救済しなけ

ればならない)], Vogel, art.207 は, “le Juge fera avoir sur le champ satisfaction à la partie plaignante” (「裁判官は直ちに原告の主張を認めなければならない)とする。

78) グリム・ドイツ語辞典によれば, “weitleufftig” は, “vielfältig, umfangreich, mit aufwand von zeit und mühe verbunden” の語義がある。

79) テキストは, “abermals” である。

Gobler, art. 207 もまた, “denuò” (「改めて)とするが, 趣旨が判然としない。この部分は, 飼料代を全額原告に負担させるという法意であるので, 「被告があれば, 敗訴する被告が負担すべき飼料代を, 原告が改めて負担する」という趣旨であろうか。

80) テキストは, “die antwurter möchten dargegen zu recht gnug nit darbringen, daß die selbig kriegisch habe, mit gutem rechtmessigem tittel, von dem kleger bracht vnd an sie kommen wer” である。

Gobler, art. 208 は, イタリック部分を, “ea ipsa litigiosa actoris bona iusto et legitimo titulo sibi acquisita esse” (「係争中の原告の財を正当かつ適法な権原に基づいて取得した)とするが, Clasen, art. 208 は, 「その物が所有者によって以前に〔何びとかに〕譲渡され, その後, [被告が] 正当かつ適法な権原に基づいて取得した」場合と註解する。

81) テキストは, “Vnd kan an solcher gestolner oder geraubter habe durch eynich lenge der zeit keyn geweer ersessen werden” である。

Clasen, art. 209 は, 「物の所有権を主張する所有者に対し, 時効 (temporis praescriptio) の抗弁をすることはできない。物は窃盗の瑕疵を帯び, その瑕疵は除去されるまで, すなわち, 物が真の所有者に返還されるまで存続するからである」と註解する。

82) テキストは, “wes er inn dem selbigen gericht derhalb verlüstig würde, Es wer vmb die hauptsach, oder schaden vngeweygert volg zuthun” である。

Gobler, art. 210 は, “quicquid in eodem iudicio propterea damni, periculi, aut noxae ferendum esset, uel in causa principali uel in expensis citra recusationem praestandi” (「本案, 費用のいずれに関するにせよ, 裁判所において言い渡されるべきいかなる不利益, 被害, 損失も, 異議申立てをすることなく引き受ける [こと]」)とする。

83) テキストは, “die außbrüchig hab” である。

Schroeder, S. 195 によれば, イタリック部分は, “ansprüchig” の誤りであり, クレス, クラーセンもシュレーダーと同様の表記をする。

84) テキストは, “außbetagt” である。

Schroeder, S. 195 が, “ausgehändig” と註解するので, これに従う。

85) テキストは, “Wvrde aber obgemelter angezogner gestolner oder geraubten gütter halb, jemandt mit bösem glauben vnd verdacht darbei betretten” である。

Clasen, art. 211, I は, 「窃取又は強取された物がある者のところで発見されたが,

所持していた者が、風評がある、窃盗犯、強盗犯との交流がある、あるいは贓物故買、寄蔵の常習者であるなどの理由から、その物を窃取又は強取した嫌疑がある」場合の規定であると註解し、Stephani, art. 211 は、「窃盗犯、強盗犯が窃取品又は強取品とともに捕縛され、拘禁された（fur, raptor cum re, furto vel vi possessa, deprehendatur, carceribus'que impingatur）」場合の規定であると註解する。本文は後者の註解に従ったものである。

86) 本条の趣旨は判然としなが、Kress, art. 211 は、211 条及び 212 条について、「何びとかの許で発見された盗品に関しては、弾劾訴訟及び糾問訴訟のいずれにおいても、どの程度盗品所持者による窃盗又は強盗の証拠となるか、どの程度拷問に十分な理由となるのが問題となる。これについては既に他の条文に定めがある」と述べた上で、本条は無意味な繰返しであるとして法典編纂者に向けて「怒り」を表明する B. Zieriz（カロリーナ註解書の著者）の所論を引用している。

87) Stephani, art. 213 は、「窃盗犯等の許で盗品が発見された場合、盗品は官憲ではなく、真の所有者に返還されなければならない（207 条）。しかし、窃盗犯の許で発見された盗品が真実の所有者に返還された場合、所有者は、〔犯人の〕逮捕、拷問、看守及び法の執行に要した費用を償還する義務を負わないか否かが問題となる。負わないとするのが、213 条の法意である」と註解する。また、Meckbach, art. 213 は、盗品の所有者に糾問訴訟費用を負担させない規定である、とする。

88) テキストは、“Wo aber jemand die gemelten hab, vmb weniger vnkostens vnd schadens willen, vor *kündtlicher erfindung* gemelts vnrechten herkommens; vnd *wem die zustünde*, auß zubürgen, vnd zu betagen begert” である。

(1) 前後のイタリック部分の関係が判然としなが。構文上無理があるが、「当該財が何びとに帰属するかが明確に認定されること」と解する。Gobler, art. 213 が、“si quis autem memorata bona ob minores impensas ante *manifestam inuestigationem explorationem'que* praedicti mali tituli, *cui ill attinerent*, satisfactione oblata...” と羅訳するのも同趣旨であろう。

(2) “auß zubürgen, vnd zu betagen begert” について、Schroeder, S. 195 は、“gegen Sicherheit freizugeben und auszuhändigen beantragt” と註解する。

89) Gobler, art. 213 は、“ciuilis apprehensio & actio”, Vogel, art. 213 は、“au sujet de la procedure civile, tant pour l'emprisonnement que pour l'accusation pour raison des biens volez” としており、「民事拘禁」の訳を当てたが、内容は不詳。

管見の限りでは、民事拘禁に言及するコンメンタールは見当たらない。債務を支払わない債務者を債権者が獄舎に拘禁し、親族、友人による債務弁済を待つという、非刑事的な債務者拘禁制度 (Schuldhaft) を指すのであろうか。Vgl. A. Erlar, “*Schuldhaft*” in: HRG, Bd. IV, 1990, Sp. 1513.

90) テキストは、“soll der selbig der also das sein, doch *mit der maß*, auß obsteht, wider

erlangt, niemand nichts schuldig sein, auch in disem oder andern dergleichen fellen, zuklagen, wieder seinen willen, mit genöttet werden”である。

Gobler, art. 214 は, “is quis sua ita, ut praedictum est, sibi iterum acquirit, uendicat'que, nemini quicquam debet. Ac in his quo'que casibus similibus quaeri accusare'que quempiam contra ipsius uoluntatem nequaquam cogi debet” (「上に定めるように自己の物を取り戻した者は何びとに対しても責を負わない。また, このような場合及び類似の場合において, 自己の意思に反して何びとかを訴え, 弾劾することを強制されてはならない」)とする。

- 91) テキストは, “obergemelt *nechster* peinliche oberkeyt”である。

「直近」とは, 「絞首架のある場所に対し直接裁判権を行使する」という趣旨であろうか(なお, Clasen, art. 215 の表記に照らし, “*nechster*”は“*nechste*”の誤りである)。

- 92) ただし, Schroeder, S. 196 は, “Gerichtsttäte”と註解する。

- 93) テキストは, “die bei vermeidung obgedachter peen vmb eyn gewöhnlichen taglon, daß jne der selbig gerichtsherr, *on der klager schaden* bezalen, volg zuthun schuldig vnd pflichtig sein”である。

Clasen, art. 215, II (2) が, 裁判官は日当を自らの負担において支払うべきであり, 弾劾人に要求すべきものではないと註解していることを考慮し, イタリック部分は本文の訳とした。

- 94) テキストは, “verklagen”である。

Gobler, art. 215 は, “insimulare” (「誣告」)の訳語を与えるが, Güterbock, S. 247 は, “verachten”と読み替えてよいとする。

- 95) テキストは, “So aber eyner von jemandts derhalb verklagt, verschmecht oder verkleinet würde, *der soll eyn marck goldts*, als oft das beschicht, halb der oberkeyt, inn des peinlichen gerichtszwang der überfarer sitzt, vnd den andern halben theyl dem geschmechten *verfallen sein*”である。

イタリック部分を, Gobler, art. 215 は, “si quis uerò a quoquam propterea insimularetur, is *poenam marcae auri*, quoties contingeret, medietatem quidem potestati seu magistratui sub quo delinquens residet, residuam medietatem iniuriato praestandam *indicit*” (「それを理由に, ある者が何びとにかよって侮辱されるときは, かかる者は, 金貨1マルクの罰金を科され, しばしば行われるように, その半分を犯人が居住する裁判区の官憲に, その他の半分を侮辱された者に支払わなければならない」)とする。

- 96) テキストは, “darzu jm auch von gemelter oberkeyt soll mit recht verholffen werden”である。

Clasen, art. 215, II は, 侮辱した者は「金貨1マルクの有罪判決を受けなければな

らない]、「侮辱された者の訴えを受けた裁判官は職務上援助を与えなければならない」と註解する。また、Stephani, art.215は、「[侮辱された者への]罰金の支払いに関し、裁判官はその職務を拒んではならない」と註解し、Remus, art.215も同趣旨である。

したがって、イタリック部分は「訴訟上の援助」と解した。

- 97) テキストは、“So werden auch an vilen peinlichen gerichtten vnd *der selben mancherley* mißbreuch erfunden,”である。

Güterbock, S.248によれば、イタリック部分の後には、語の欠損があり、“*oberkeyten*”を補充するのが適当であろうとされている。

- 98) テキストは、“Item an etlichen orten, so *eyn übelthetter außserhalb des lasters vnser beleidigten Majestet oder sunst in andern fellen, so der übelthetter leib vnnd gut nit verwirckt vom leben zum todt gestrafft*, werden weib vnd kinder an bettelstabe, vnnd das gut dem herren zugewiesen”である。

(1) Güterbock, S.252f.は、イタリック部分にはテキスト上の問題があることを指摘し、「犯人が反逆罪以外の罪、より正確に言うならば、身体刑及び財産刑を科されていない事件について死刑をもって処罰される場合において、犯人の妻子が物乞いとなり、財産が官憲の手に帰する」という趣旨に解されるべきだとする。

(2) Gobler, art.218は、“*cùm facinorosus extra crimen laesae nostrae maiestatis, aut in aliis casibus quum nec in corpus suum, nec bona delinquerit, seu delicto amiserit, capitali poena ad mortem plecitur*”（「犯人が、反逆罪以外の場合において、又は、身体及び財産に関わる罪を犯していないその他の場合において、死刑を科されたために」）という訳を示している。

本文の訳は、以上のような事情を念頭においたものであるが、趣旨は判然としない（本条については解釈の対立もあり、詳細は、予定するカロリーナ註解において検討したい）。

- 99) テキストは、“vnd *die vnd dergleichen gewonheyt, Wollen wir, daß eyne jede oberkeyt abschaffen* vnd daran sein soll, daß sie hinfürther nit geübt, gebraucht oder gehalten werden, als wir dann auß Keyserlicher macht die selben hiemit auffheben, vernichtigen vnnd abthun, vnd hinfürther nit eingefürt werden sollen”である。

これは破格な構文ではないかと思われる。副文章の動詞“*abschaffen*”の目的語が文頭におかれている。Gobler, art.218は、“*quas quidem consuetudines, seu abusos potius, & his similes, tanquam vanas & inutiles, uolumus atque facimus à quo libet magistratu tolli, antiquari, & abrogari*”（「朕は、これらの慣習ないし悪弊及びこれに類した同じく根拠のない無益な慣習がむしろ各官憲によって廃絶、廃棄、廃止されることを希望し命ずる」）とする。この訳はそのような理解を前提とするものである。

100) テキストは、“fürnemlich”である。

趣旨が判然としない。ゴブラー、フォーゲル訳では特に訳出されていない。

101) “bannen”は「罰令権を行使する」であるが、ここでは「命令する」とした。E. Kaufmann, “*Bann*” in: *HDR*, Bd.1, 1971, Sp.308によれば, “Bann”は, 「刑罰の制裁の下に発せられた公権的な命令又は禁止」を指し, 中世後期においては, 「支配又は高権」を意味する一般的概念となった。Schroeder, S.197は, 「その裁判所に対し裁判高権を有する」と註解する。

102) テキストは, “inn allen zweuelichen fellen, nit alleyn richter vnd schöffen, sonder auch wes eyner jeden solchen oberkeyt inn peinlichen straffen zu rathen vnd zu handeln gebürt”である。

(1) Gobler, art.219は, “in omnibus dubiis casibus non solùm iudices & scabini, uerum etiam omnis in uniuersum magistratus, quicquid in eiusmodi casibus criminalium poenarum deliberandum, cosulendum, statuendum, agendum'que sit, Iureperitos...in consilium uocent” (「疑問のある全ての場合において, 裁判官及び参審人のみならず, 全ての官憲に属するいずれの者も, 疑問のある刑事事件において考量し, 鑑定し, 定めかつ行うべきことは何ごとにせよ, 法有識者の鑑定を求めなければならない)とする。また, Remus, cap. 219は, “Obseruandum aut est, non capitales solùm iudices, sed & ipsos magistratus, quoties nodus, qui non nisi consilio à Prudentibus expetito, dissolui possit, inciderit, eos consulere...de iure obligatos intelligi” (「さらに, 刑事裁判官のみならず, 官憲それ自身も, 法有識者の鑑定を受けることなく解決することができない難問が生ずるときは, 法律上法有識者の鑑定を求め義務があると解されることに注意しなければならない)とする。

(2) 以上の二つの羅訳は, 鑑定依頼を受ける官憲それ自身, 疑問があるときは鑑定を依頼すべき趣旨を示している。Clasen, art.219, IV; R. Blankenhorn, *Die Gerichtsverfassung der Carolina*, 1939, S.50もまた, 裁判官から鑑定を依頼された領邦君主の顧問官自身, 必要があるときは他の法有識者に鑑定を求めべきことを指摘する。このような理由から, 上記テキストのイタリック部分を“swaz (=wenn irgend was)”と解する。

103) テキストは, “es begeh sich dann, daß eyn peinlicher anleger den richter ersuchte inn seinen peinlichen processen, handlungen vnd übungen der rechtuerstendigen radt zu suchen”である。

Gobler, art.219は, “nisi ipse criminalis actor siue accusator iudicem interpellaret ac requireret, ut in criminalibus suis processibus, actis, actitatis Iuriconsultorum consilium capiat” (「刑事弾劾人がその刑事訴訟, 訴訟行為及び手続に関し法有識者の鑑定を求めたことを裁判官に申し立てた場合を除いて)とする。

《条文索引》

- 第1条 裁判官，参審人，裁判所構成員について
第2条 所領のために裁判所を主宰すべき者について
第3条 流血裁判に関する裁判官の宣誓について
第4条 参審人又は判決人の宣誓
第5条 書記の宣誓
第6-10条 犯人とされている者の職権に基づく官憲による拘禁
第11条 弾劾人が裁判を求めるときの名指しされた犯人の拘禁について
第12条 保証提出までの弾劾人の留置について
第13条 犯行を自白する被告人が，犯行について適法なる免責事由を主張するときの弾劾人がなすべき保証について
第14条 弾劾人が保証を行うことができないとき，保証留置はどのように行われるか
第15条 弾劾人が犯行に関する疑惑を証明したとき，又は，その他犯行が明らかであるときの，他の保証について
第16条 疑いのない犯行について
第17条 被告人の拘禁後，弾劾人は裁判所への召喚を送達すべき場所を指定した後でなければ退去してはならない
第18条 犯行に関する適法な徴憑を覚知しうる根拠について
第19条 「徴憑」の語義について
第20条 何びとも適法なる徴憑なくして拷問されてはならない
第21条 魔術によって占うと称する者が占った徴憑について
第22条 犯行の徴憑に基づいて科しうるのは拷問に限られ，刑罰を科してはならない
第23条 犯行の十分なる徴憑はどのように証明されるべきか
第24条 本裁判令に明示されていない犯行の徴憑は，以下に定める徴憑に基づいて類推することができる
第25条 全ての犯行に関わる一般的疑惑及び徴憑について
第26条 第8に
第27条 上に定める疑惑を生ずる断片的事実が，いかなる場合に併存して又は単独で拷問を行うに十分なる徴憑を構成するかに関する規則
第28条 上に定める事項に関するさらなる規則
第29-32条 それぞれ単独で拷問を行うに十分なる一般的徴憑

個々の犯行に関する徴憑について。〔以下の〕各条文〔に定める徴憑〕は，当該犯行の適法な徴憑として，かつそれに基づいて拷問を行うのに十分である

- 第33条 密に行われる謀殺の十分なる徴憑

第 34 条 多衆による喧嘩闘争中に行われ、かつ何びとも犯行を認めない場合の公然たる
故殺の十分なる徴憑

第 35-36 条 密かなる出産及び母親による子殺しの十分なる徴憑

第 37 条 密かなる毒殺の十分なる徴憑

第 38-39 条 強盗犯の嫌疑に関する十分なる徴憑

第 40 条 強盗犯又は窃盗犯を幫助した者に関する十分なる徴憑

第 41 条 密かなる放火の十分なる徴憑

第 42 条 背叛の十分なる徴憑

第 43 条 窃盗の十分なる徴憑

第 44 条 魔術の十分なる徴憑

第 45-46 条 拷問について

第 47 条 拷問に先立ち無罪の陳述を促すこと及びそれに基づくさらなる手続

拷問により自白した者は、どのように、その後拷問を行うことなく、事実につき
さらに尋問されるべきか

第 48 条 まず謀殺について

第 49 条 被尋問者が背叛を自白するとき

第 50 条 毒殺の自白について

第 51 条 被尋問者が放火を自白するとき

第 52 条 被尋問者が魔術を自白するとき

第 53 条 拷問によりなされた自白に関する一般的かつ不特定の尋問事項

第 54 条 自白に係る犯行の諸事情の照会及び取調べ

第 55 条 自白に係る犯行の諸事情が取調べにより真実でないことが判明したとき

第 56 条 犯行の諸事情は、被拘禁者に予告することなく、その全てを被拘禁者自身に
供述させるべきこと

第 57 条 被拘禁者が先に自白した犯行を再び否認するとき

第 58 条 拷問の程度について

第 59 条 尋問を受ける憐れなる者が重傷を受けているとき

第 60 条 拷問中になされた自白は、いかなる場合に最終的に信用されるべきかの判断

第 61 条 被拘禁者が適法なる嫌疑に基づいて拷問されたが、有罪であることが判明しない
とき、又は有罪であることが証明されないとき

第 62 条 犯行の証明について

第 63 条 身許不詳の証人について

第 64 条 報酬を受ける証人について

第 65 条 証人はどのように供述すべきか

第 66 条 十分なる証人について

- 第 67 条 十分なる証言について
- 第 68 条 偽証する証人について
- 第 69 条 証明がなされた後においても被告人が自白を拒むとき
- 第 70 条 証人の提出及び尋問について
- 第 71 条 裁判所の証言聴取者について
- 第 72 条 裁判所構成員外の証言聴取者について
- 第 73 条 証言の開示について
- 第 74 条 被告人の無罪主張のための証言
- 第 75 条 証人費用について
- 第 76 条 証人は刑事訴訟からの身柄保障を付与されない
- 第 77 条 訴訟は迅速に行われるべきこと
- 第 78 条 最終裁判期日の指定
- 第 79 条 裁判期日が被告人に告知されなければならない
- 第 80 条 裁判所の召集
- 第 81 条 裁判期日前に行われるべき参審人の評議
- 第 82 条 最終〔刑事〕裁判所の構成及び鐘による告知
- 第 83 条 朕及び神聖帝国本令を所持し、必要なときは当事者に示すべきこと
- 第 84 条 裁判所の構成が適法であるか否かに関する裁判官の問いについて
- 第 85 条 被告人はいかなる場合に公然と晒し台に晒されるべきか
- 第 86 条 被告人は裁判所に引致されなければならない
- 第 87 条 被告人の呼出しについて
- 第 88 条 代弁人について
- 第 89 条 職権又はその他により〔選任され〕弾劾を行う代弁人の申立て
- 第 90 条 被告人は代弁人をして何をどのように申し立てさせることができるか
- 第 91 条 既に自白した非行の否認について
- 第 92 条 裁判官及び参審人又は判決人は当事者の主張立証及び最終弁論を経てどのように判決を作成すべきか、また、その後参審人又は判決人は裁判官によりどのように問われなければならないか
- 第 93 条 これに対し参審人及び判決人は厳粛に以下のように答えなければならない
- 第 94–95 条 裁判官はどのように判決を宣告すべきか
- 第 96 条 裁判官はいつ杖を折ることができるか
- 第 97 条 刑吏の平和を宣告すること
- 第 98 条 執行後の問答
- 第 99 条 被告人が判決により無罪を言い渡されるとき
- 第 100 条 裁判所において行われる無用、無益、欺罔的な尋問について
- 第 101 条 職権により科される、死刑又は永久拘禁に至らない刑罰について

第 102 条 有罪判決後の悔悛及び訓戒

第 103 条 聴罪師は憐れむべき者に対し、自白に係る事実を否認するよう促してはならない

犯行はどのように刑事罰をもって処罰されるべきかについての序言

第 104 条 [条文見出し欠]

第 105 条 明文のない刑事事件及び刑事罰

第 106 条 瀆神はどのように処罰されるべきか

第 107 条 裁判官及び裁判所の面前において、教示された宣誓を行うことにより偽誓を行う者に対する刑罰

第 108 条 不復讐宣誓に違背する者に対する刑罰

第 109 条 魔術に対する刑罰

第 110 条 文書による違法かつ刑事罰相当の名誉毀損に対する刑罰

第 111 条 貨幣偽造者又は貨幣鑄造権を有せず貨幣を鑄造する者に対する刑罰

第 112 条 印章、文書、領主権益簿、地代簿、貢納簿又は登録簿を偽造する者に対する刑罰

第 113 条 度量器、衡器及び商品を偽る者に対する刑罰

第 114 条 境界、畔、目印又は境界石を欺罔の意図をもって移動する者に対する刑罰

第 115 条 故意をもって依頼人たる当事者の不利益かつ反対当事者の利益に行為する訴訟代理人に対する刑罰

第 116 条 反自然的な淫行に対する刑罰

第 117 条 近親者との淫行に対する刑罰

第 118 条 既婚又は未婚の女子を誘拐する者に対する刑罰

第 119 条 強姦に対する刑罰

第 120 条 姦通に対する刑罰

第 121 条 重婚のかたちで行われる罪悪に対する刑罰

第 122 条 卑しき利欲から自ら妻又は子を淫行のため売り渡す者に対する刑罰

第 123 条 売春斡旋及び姦通幫助に対する刑罰

第 124 条 背叛に対する刑罰

第 125 条 放火犯に対する刑罰

第 126 条 強盗犯に対する刑罰

第 127 条 民衆の騷擾を引き起こす者に対する刑罰

第 128 条 敵対的な退去を行う者に対する刑罰

第 129 条 違法にフェーデを予告する者に対する刑罰

以下、若干の故意の殺人及び殺人犯に対する刑罰について定める

第 130 条 はじめに、密かに毒殺する者に対する刑罰について

- 第131条 子殺しを行う女に対する刑罰
- 第132条 子を遺棄し危険に曝したが、子が拾われ養われた場合の女に対する刑罰
- 第133条 懐胎中の女に墮胎を行う者に対する刑罰
- 第134条 医師が医薬をもって人を死に至らしめる場合の刑罰
- 第135条 自殺に対する刑罰
- 第136条 ある者が有害な獣を飼い獣が何びとかを殺すとき
- 第137条 十分なる免責事由を有しない謀殺犯及び故殺犯に対する刑罰
- 第138条 刑罰を免責する事由のある否認の余地のない故殺について
- 第139条 はじめに正当防衛について。どのように免責するか
- 第140条 正当防衛とは何か
- 第141条 正当防衛は証明されなければならない
- 第142条 正当防衛事件において、いかなる場合にいかなる拳証責任が弾劾人に生ずるか
- 第143条 目撃者がなくかつ正当防衛が主張されている殺人について
- 第144条 女に対する防衛行為の主張について
- 第145条 ある者が正当防衛に際し自己すなわち行為者の意図に反し無辜を殺害したとき
- 第146条 正当防衛に当たらない場合において行為者の意図に反して行われた故意によらない殺人について
- 第147条 殴打され死亡したが、受傷が死因であるか疑いがあるとき
- 第148条 謀殺、喧嘩闘争において予謀に基づき又は予謀によることなく相互に幫助する者に対する刑罰
- 第149条 殺害された者の埋葬前の検視について
- 第150条 以下、適切に行われるならば免責されうる若干の殺人に関する一般的説示
- 第151条 自白に係る行為の免責のため主張された事由はどのように証明されるべきか
- 第152条 行為者の提出する証明項目が免責に有益でないとき
- 第153条 上に定める証明に要する費用を負担すべき者について
- 第154条 上に定める方法により免責事由を証明しようとする者の著しい貧困について
- 第155条 モルト・アハトの状態にある者が拘禁され無罪を証明しようとするとき
- 第156条 拘禁に先立ち被告人が行う、弾劾に係る刑事罰相当の犯罪に関する免責の証明について

以下窃盗に関する数箇条が続く

- 第157条 はじめに、最も軽微なる非公然窃盗
- 第158条 初回の公然窃盗について。叫喚を受けた窃盗は重罪である
- 第159条 侵入又は破壊を伴う危険な窃盗。これは一層の重罪である
- 第160条 5グルデン又はそれを超える初回の窃盗であって、その他加重事由がない場合は鑑定を求めなければならない

- 第 161 条 2 回目の窃盗について
第 162 条 3 回目の窃盗について
第 163 条 窃盗について複数の加重事由が判明するとき
第 164 条 若年窃盗犯について
第 165 条 ある者が自己が第 1 位相続人となっている財物から窃取するとき
第 166 条 真の飢餓による困窮状態における窃盗
第 167 条 田園の穀物及び果実について。いかにしていかなる場合に穀物及び果実に対する窃盗となるか
第 168 条 森林窃盗又は禁止された伐採について
第 169 条 魚を盗む者に対する刑罰
第 170 条 委託された財物について信義に反する扱いを行う者に対する刑罰
第 171 条 聖別された場所又は聖別されていない場所における聖なる物又は聖別された物の窃盗
第 172-175 条 上に定める窃盗に対する刑罰について
第 176 条 証明された理由に基づき、危害及び犯罪を行うことが危惧される者に対する刑罰及び処分
第 177 条 犯人に対する支援、幫助、援助に対する刑罰
第 178 条 未遂の犯行に対する刑罰
第 179 条 若年その他の理由から分別を欠く犯人について
第 180 条 獄舎の看守が被拘禁者の逃亡を幫助するとき
第 181-189 条 裁判所書記はどのように刑事訴訟記録を完全かつ整然と記録すべきかに関する一般的説示。次条及びそれ以下の数箇条に続く
第 190-191 条 裁判所書記は死刑の最終判決をどのように作成すべきかに関する指示及び教示
第 192 条 死刑又は永久拘禁刑の判決の前書き

各判決の以下のような結びに注意せよ

- 焚刑につき
 - 斬首刑につき
 - 引裂刑につき
 - 車輪刑につき
 - 絞首刑につき
 - 溺死刑につき
 - 生埋め刑につき
- 第 193 条 曳摺りについて
第 194 条 焼けた鉗子による引裂き

- 第195条 危険な者に対する拘禁判決の作成
 第196条 上のような死刑又は拘禁に至らない身体刑について
 第197条 死刑に至らない上のような身体刑の判決の前書きについて

各判決の以下のような結びに注意せよ

- 第198条 舌の切断
 指の切断
 耳の切断
 笞打ち
- 第199-203条 被告人に対する無罪判決の形式について
 第204条 刑事裁判所における訴訟費用について
 第205条 裁判官は犯人の処罰に関し特別な報酬を得てはならない
 第206条 逃亡中の犯人の財はどのように処置されるべきか
 第207-214条 裁判所にある窃取又は強取された財について
 第215-217条 職人は刑事裁判所に必要となる絞首架をどのように建設し補修すべきか
 第218条 若干の地になお残る悪弊及び悪しき不合理なる慣習について
 第219条 何びとの許に、かつ、いかなるところに鑑定を求めるべきかに関する説示

《正誤表》

| 試訳(1) 37巻1・2合併号 | 誤 | 正 |
|------------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 151頁 上から 6行目 | 複文節 | 副文節 |
| 152頁 下から 4-3行目 | apud quibus in prodendo | apud eos, quibus in prodendo |
| 156頁 上から 1行目 | 1854-1984 | 1971-1984 |
| 156頁 上から 17行目 | カロトロヴィッツ | カントロヴィッツ |
| 158頁 下から 3行目 | 臨席 | 主宰 |
| 159頁 上から 11, 12, 13, 15行目 | 設営 | 主宰 |
| 181頁 上から 4行目 | 尋問に対しこれを自白 | 尋問に対し自白 |
| 182頁 上から 2行目 | 身柄保障状 | 依頼状 |
| 184頁 上から 18行目 | les Tribunaux Crimineles | les Tribunaux Criminels |
| 192頁 下から 2行目 | Gobler, cap. 33 | Gobler, art. 33 |
| 194頁 下から 15行目 | apud quibus in prodendo | apud eos, quibus in prodendo |
| 195頁 下から 12行目 | lawaful ground | lawful ground |
| 198頁 下から 15行目 | partium damna & impensaa | partium damna & impensaa |
| 試訳(2) 37巻3・4合併号 | 誤 | 正 |
| 317頁 上から 7行目 | その他場合において | その他の場合において |

| | | |
|------------------|---|---|
| 332 頁 上から 1 行目 | Item so eym | Item so eyn |
| 333 頁 上から 8 行目 | 扱いである) 指す | 扱いである) を指す |
| 334 頁 上から 8 行目 | poena eorum qui concepto | poena eorum qui concepto |
| 334 頁 下から 11 行目 | “ <i>er das leben mit verwürckt</i> ” | “ <i>er das leben nit verwürckt</i> ” |
| 334 頁 下から 8 行目 | “ex causis mortem inferentibus” | “ex causis mortem non inferentibus” |
| 335 頁 下から 2-1 行目 | libidinem cum ea expendam | libidinem cum ea explendam |
| 336 頁 上から 14 行目 | 刑事罰をも処罰される | 刑事罰をもって処罰される |
| 340 頁 下から 9 行目 | une puinition corporelle, de la foiblesse de l’esrit | une punition corporelle, de la foiblesse de l’esprit |
| 340 頁 下から 8 行目 | “ <i>expensa . . . quas accusator</i> | “ <i>expensas . . . quas accusator</i> |
| 348 頁 上から 1 行目 | propter allegatas,” | propter allegatas,” |